

市民科学通信

2023 年 5 月号

(通算 36 号)

2023 年 5 月 28 日 発行

発行: NGO 市民
科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口
垣ノ内町 5-8

嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩 3 分

事務局 E-mail :

sigemo.nao@gmail.com

目 次

【コラム】永世中立化の「国民的支持」に思う —今、なにを知らざる—	重本 冬水	02
【寸余りの寸評】記憶と忘却—風化に抗う —宇田川『私たちの戦後責任 日本の歴史認識を問う』を起点に—	宮崎 昭	06
新書散策の旅 (シリーズ第 7 回) ・半田滋『日本は戦争をするのか—集団的自衛権と自衛隊』 (岩波新書、2014 年) から学ぶ・<振り返り編 No.2>	宮崎 昭	14
新書散策の旅 (シリーズ第 8 回) ・岩波ジュニア新書編集部編『10 代が考えるウクライナ戦争』 (岩波ジュニア新書、2023 年) から学ぶ	宮崎 昭	20
原発 そこが問題だ 第 22 号	青水 司	23
性善説と性悪説 —私人概念との関係で—	竹内 真澄	25
社会主義の世の中ではたれが肥えくみをするか	竹内 真澄	30
近況短信: ファンタジーにある「老い」 —団地タクシー奮闘記「ダンディーだったのに」の巻—⑧	宮崎 昭	33
現物給付	塩小路橋宅三	35
【エッセイ】ベルリン・ドイツ劇場の芸術監督の交代	照井日出喜	37

【コラム】

永世中立化の「国民的支持」に思う

—今、なにを知らざる—

重本冬水

(1)

2014年7月1日に安倍政権は集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、翌年、安全保障関連法が成立し、それを組み入れました。戦争への道が大きく開かれました。こうした中で、2016年12月に磯村英司『戦争する国にしないための中立国入門』（平凡社新書）が刊行されました。新書版として市民向けの本です。学会、マスコミも含め永世中立の議論がほとんどなされない社会状況の中での刊行です。本書では、永世中立化について戦後の日本で大きな「国民的支持」があったことを、次のように述べられています。

「中立論は戦後しばらくの間、国民的な議論に発展し、相当に支持されていた。その嚆矢(こうし)は、1949年、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーが英紙デイリー・メールの特派員に会見で語った発言である。マッカーサーは、戦争が起こった場合にアメリカが日本に望むことは、中立を維持することであり、『日本は太平洋のスイスとなるべきである』と述べて日本の永世中立化を提言した。これが朝日新聞で報道されると、永世中立国として長年にわたり戦争を回避してきたスイスのイメージが、敗戦直後の国民の反戦感情や9条の戦争放棄条項と重なりあい、国民に広く支持されるようになる。日本の安全保障の方式を問う同紙の世論調査で、二位の国連加入の36%を抜いて、永世中立が39%を示すという結果として表れたことから中立化がかなりの支持を得ていたことがわかる（朝日新聞、1949年12月15日）。同年に実施された他の新聞社の世論調査でも永世中立の国民的支持は高く、読売新聞の調査で73%の支持（1949年8月18日）、毎日新聞の調査で48%の支持（1949年11月21日）が得られている¹⁾」。

この「マッカーサーの発言」を契機にした世論調査での永世中立の「国民的支持」をどう捉えたらいいのでしょうか。

(2)

「太平洋のスイスたれ」で調べてみると次のようなレファレンス（説明と質疑の内容）が紹介されています²⁾。

1949年3月3日、上述の英紙デイリー・メールの特派員（ウォード・プライス）の質問に答える形で行われ、まず「米国の太平洋戦略における日本の役割は」の特派員の質問に、マッカーサーは「米国は断じて日本を同盟国として利用する考えはない。米国が日本に望むことは中立を維持することだけである。米国は日本が自立化するよう援助をあたえているが、これは米国が日本に『補給』するという負担から早くまぬかれないためである。私は日本が今後3、4年以内に国内生産により、あるいは輸出による輸入食料の代金支払いによって自給自足の時期に達するものと信じている」と述べています。

ここで「マッカーサーの発言」は、「同盟国として利用する考えはない」、「米国が日本に

望むことは中立を維持することだけ」、「負担から早くまぬかれない」が要点のようです。「同盟国」ではなく「中立国」として日本に早く独立してほしいという発言です。ただ、ここでは「日本は太平洋のスイスとなるべきである」との発言は確認できません。

この「中立発言」の1949年3月3日は、その前年の1948年8月15日にアメリカの管理下で大韓民国が建国、翌月9月9日に朝鮮民主主義人民共和国がソ連の管理下で独立を宣言、中華人民共和国の建国宣言は1949年10月1日であり、この間の発言になります。翌1950年6月25日は朝鮮戦争が勃発し、マッカーサー解任はその戦争最中の1951年4月11日です。こうした第二次世界大戦後の米ソ冷戦の最中での「マッカーサーの中立発言」であることを捉えたいと思います。

(3)

1950年4月21日朝日新聞の「天声人語」では、「・・・戦争が起こった場合も米国は日本が戦うことを欲しない。日本の役割は太平洋のスイスとなることだ・・・」との「マッカーサーの発言」の紹介があり、ここで「太平洋のスイスたれ」の発言内容が確認されるとされています³⁾。以下です（なお下線は重本）。

「[天声人語]『太平洋のスイス』とはまことに素晴らしい言葉である。戦争放棄を憲法に明記した日本の将来あるべき姿を、これほど美しく声高に、かつ厳しく的確に規定した言葉は他にない▼マッカーサー元帥が初めてこの表現を用いたのは昨春のこと。英国新聞の首脳が来日したそのときその質問に答えて『戦争が起こった場合も米国は日本が戦うことを欲しない。日本の役割は太平洋のスイスとなることだ』と明言したのだ▼その後、日本の防波堤論や軍事基地論がにぎやかになって、「太平洋のスイス」もシンキロウのように消え去ったのではないかと心配になったが、こんどはまたマッキヴォイ氏との会見でマ元帥は『日本は極東のスイスとなり、将来いかなる戦争があっても中立を保たねばならぬ』と再確言した▼最近わが国の評論家の一部では、中立などは白昼夢でありナンセンスであるとの議論がだいぶ幅をきかせている▼その論旨を拝見すると、スイスは相当の軍備をもって初めて中立を維持している、非武装の日本が永世中立を望むがごときは前世紀的な迷夢であるというにあるようだ▼もしも原子力戦争が将来起こるものと仮定して、幸か不幸か生き残ったものがあって第二次世界大戦を振りかえって見るならば、恐らくそれは一個の古典的戦争に過ぎないものであろう▼このような戦争形態の高度の段階において、軍備がなければ中立を唱えられぬとすることこそ、むしろ前世紀的中立論なのである▼マ元帥の言をカサにきていうわけではない。その言葉には最も正しい世界観の哲理を含んでいる。また率直にいつて日本占領の最高責任者の言なればこそ〇〇重みもある▼が最も大切なことはわれわれ日本人自身がこの平和と中立の態度をびったり身につけておくことである。これは他人事ではない」。

この発言から73年、今や「・・・戦争が起こった場合は米国は日本が戦うことを欲する。日本の役割は太平洋のスイス（永世中立）ではなく米国と共に戦うことだ・・・」という事態に至っています。

マッカーサーは「米国が日本に望むことは中立を維持することだけ」と言明しましたが、この言明が前述の各紙の永世中立についての世論調査の結果となって表れたのではなく、磯村氏が言うように「敗戦直後の国民の反戦感情や9条の戦争放棄条項と重なりあい、国民に広く支持されるようになる」という側面が大きく作用していると思います。

(4)

敗戦から78年、敗戦直後の国民の反戦感情が薄れ、9条の戦争放棄、戦力不保持の条項の空洞化と重なりあい、永世中立化の世論は衰退し、当然に広く支持されなくなった。これに対し、現政権の「永世軍事化」（日米軍事同盟の一層の強化、軍事費の倍増、敵基地攻撃能力の保有、

核の傘など）の方向が、ロシアのウクライナ侵攻・侵略によって支持される世論になってきました。皆さんはどう考えますか。

悲惨で無謀な絶滅戦争の惨禍の反省から生まれた戦後の大きな世論であった永世中立化の「初心忘るべからず」と言いたい。だがやはり、歴史（戦争）は繰り返されるのであれば、その「覚悟」（時が来るのをさとして心を決めること）をするしかありません。ここでもイマヌエル・カントの言う「自然状態は、むしろ戦争状態」であり、やはりこの「自然状態」へと戻るのでしょうか。だからこそ、「平和状態は、創設されなければならない」のです。戦後78年、日本は東アジアの平和状態を創設できず、「敵基地攻撃（反撃）能力」の保持とまで言う現政権は、東アジアにおける「戦争状態」の準備を、南西諸島（九州から台湾にかけての間1000kmを越える沖縄本島を含む諸島）をはじめとして日本全土で全面的・積極的に進めています。世論もそれになびくのであれば、「戦争状態」は今後も「永世軍事化」として続き、核戦争へと突き進むことも「覚悟」しなければなりません。現在の日本社会と国際社会のあり様では、そう思うしかありません。

篠原三郎先生の“南京も アウシュビッツも 戦後まで知らざりきいま なにを知らざる”の短歌⁴⁾が聞こえてきます。わたしは今、「なにを知らざる」なのでしょうか。

“広島も 長崎も知る 今日まで だがわたしは今 なにを知らざる”（冬水）

“衰退す 永世中立 世論の声 永世軍事化 グレシャム⁵⁾のよう”（冬水）

追記

「太平洋のスイスタレ」の発言の10年後の1959年、隣国ソ連の「日本の中立案」の提案を磯村氏は次のように紹介しています。

「ソ連は日米安保条約廃棄後の日本の安全保障に関し、次の5つのいずれかによることを提案した。①ソ連は日本の永世中立を尊重し、かつ、遵守する保障を与える、②ソ連はアジアの他の関係諸国とともに、日本の中立の集団保障に参加する、③ソ連は日本の中立の集団保障にアメリカが参加することに反対しない、④日本の中立を確保するひとつの方法に、米ソ日中の4ヶ国で、平和友好条約を結び、他のアジアおよび極東諸国にも参加を許す、⑤日本が国連による中立保障を望めば、ソ連はこれを歓迎する⁶⁾」。

「60年安保」の時の選択肢にこの「中立提案」があったのです。あらためて「日本の中立案」を日本独自に現時点で検討することは、東アジアの平和状態の創設にとって意味あることだと思います。ロシア、中国、アメリカ、その他の極東諸国である台湾、北朝鮮、韓国を含めての包括的な平和友好条約です。これらの国は日本の隣国です。いずれも海を隔てた隣国で、アメリカも太平洋の大海原を挟んでいますが海を隔てた隣国として含めます。2009年に誕生した民主党政権下で積極的に議論された「東アジア共同体」構想を進める上でも、この日本の永世中立化の検討は必要不可欠だと思います。

注)

- 1) 磯村英司『戦争する国にしないための中立国入門』平凡社新書、2016年、203～204ページ。
- 2) 「レファレンス協同データベース」、「太平洋のスイスタレ」で検索閲覧（2023年5月19日）；https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000051383
- 3) 同上。

- 4) 篠原三郎『歌集キャンパスの四季』みずち書房、1991 年、102 ページ。
- 5) 「悪貨は良貨を駆逐する」グレシャムの法則（1560 年）。実質価値の高い貨幣に代わって実質価値の低い貨幣が世の中に出回る。平和における「額面」（憲法 9 条、戦争放棄と戦力不保持）と「実質」が乖離していく場合、必ずこの「実質」は悪化する（平和状態から戦争状態へ＝「戦争準備は平和準備を駆逐する」）。これが今の日本。かつて篠原先生がグレシャムの法則に触れられた短歌を思い出しつつ詠む。なお、トーマス・グレシャムに先駆けて同様の説を唱えていたのは、地動説（『天球の回転について』）を唱えた天文学者のニコラウス・コペルニクスであるようです。1528 年のコペルニクス『貨幣鑄造の方法』です（Wikipedia「グレシャムの法則」より）。コペルニクスが貨幣について研究していた。驚きです。知らざることに、また気づかされ・・・。
- 6) 磯村前掲書、222 ページ。

（しげもと どうすい）



【寸余りの寸評】

記憶と忘却—風化に抗う

—宇田川[2023]『私たちの戦後責任 日本の歴史認識を問う』を起点に—

宮崎 昭

やはり、せいぜいそんなもんじゃない、と思うのか、あるいは少なからず嘆くのか、宇田川さんは、いま現在、「東京裁判」の記憶が風化しているという「質問調査」の結果を紹介しています。

毎日新聞の記者が、いわゆる「東京6大学」の学生に対して行った質問調査によれば、「東京裁判とは誰が誰を裁いたのか」との質問に回答できた学生は、全体の27%に過ぎなかったといえます。この質問には、「国連が東条英機を裁いた」、「天皇が東条英機を裁いた」といった回答も寄せられたそうです（『毎日新聞』1999年11月9日付夕刊）（宇田川[2023]35頁）。

他方、この戦争を、忘れたくても忘れることができない人たちもいます。元兵士による投書が如何にも生々しいのです。

「帰らぬ遺骨の戦友を返せ！」との投書を寄稿した元兵士の森義友は、…（中略—宮崎）…「小泉さん、戦争の実態を知ってますか。マラリアで高熱を出して動けぬ病兵を自決と称して銃殺する戦友の気持ち、分かりますか」…（中略—宮崎）…「有事法制なんて、よく言うよ。密林の中、遺骨となり、南十字星を眺め、寂しく日本を思っている戦友を返してくれ」。以上のような想いを吐露しています（『朝日新聞』2002年7月6日付朝刊）（同上、40—41頁）。

この戦争体験者の経験と記憶こそが、「平和主義」を支える基盤であると、宇田川さんはいいます。本書を貫く基本テーゼです。だから、記憶の風化は最悪の事態といわざるを得ません。

ところで、吉田[2020]によれば、元兵士が悲惨な戦争体験を口にするようになったのは、およそ1970年代以降のことです。敗戦時における陸海軍の総兵力が約789万人だったところ、2010年3月末の軍人恩給本人受給者数は、約16万2000人にまで減少し、また「戦友会」が消滅しつつあるなかでの話になります（2—3頁）。「平和主義」が係っているだけに、もう少しその「話」に耳を傾けたいと思います。

§

元兵士の口が重く、閉ざされていた理由のひとつが「遺族への配慮」でした。

凄惨で醜悪な戦場の現実を遺族には伝えるべきではない、という意識が元兵士たちの間

で共有されているからこそ、「遺族への配慮」が、客観的に は、証言を封じるための「殺し文句」となっているのである（吉田[2020]223 頁）。

いわゆる「戦記もの」や「戦友会」会報などに登場する話が、往々にして将校クラスの“自慢話”であったり“成功談”であったものが、次第に一般兵士のリアルな上官批判や戦場の“実態”を知らせるものへと変化していくのでした。そうした中での「遺族への配慮」であったり「殺し文句」であったりもしたのです。また、元兵士の告白が、自身が「犠牲者」であったとの視角から述べられてものが多数を占めていたのですが、まれに「加害者」であったことを告白するものもありました。たとえば、小菅善一郎の「心の十字架」の紹介に、こうありました。

1942 年 2 月、シンガポール攻略戦の際、英軍が遺棄した弾薬の警備にあたっていた小菅は、助けを求める中国人に連れられてある家屋の中に入り、強姦の現場を目撃する。「下半身を出したまま後始末もやらず泣き続ける女、其れをみつめて居る夫、拳銃をかまえている自分、見逃して呉れという兵士」。小菅は、結局、強姦をしたこの兵士を見逃してしまうが、この事件が自分の「心の十字架」になっている…（同上、225 頁）。

もうひとつ、荒木良次の告白（1979 年）です。1944 年 11 月、湘桂作戦に参加中の出来事だそうです。告白に至る心中はというと、相当な逡巡と覚悟があったのではないか、と思います。

ある部落に食糧徴発に出かけた。先発隊の一部が部落民の襲撃にあい、古参兵がやられたという情報がいり激怒した我々小隊は、直ちに、その部落に対して、一せい攻撃をかけたが、ひとり一人出てこない。さては逃げおったかと、なにげなくクリークのほとりに目をやれば乳飲み子を背負った一人の女性が逃げ出しているではないか。興奮状態にあった私は夢中で彼女を襲ってしまった。なんという残酷なことか、女性は悲鳴をあげてその場にバツタリ倒れてしまった。又その倒れた母親の背中で、何も知らない乳飲み子が火のつくように泣きじゃくっていた姿が、戦後、三十年過ぎた今でも思い出されてならない。もしこれが、我が妻、我が子であったならと…年老いた昨今、幼い孫を見るたびに、いかに戦争とはいいいながら、あまりにも、残忍な行為であった（225－226 頁）。

読み飛ばしそうになるのですが、「食糧徴発」は軍事上、ごく普通の行為であり、常道なのでしょうか。『孫子』の「作戦篇」のなかでも、「智将は[遠征したら]できるだけ敵の兵糧を奪って食べるようにする。敵の^{いっしょう}一鍾を食べるのは味方の二十鍾分に相当し、豆がらやわら[の馬糧]一石は^{いっせき}見方の二十石分に相当するのである」（40 頁）と言っていますから、“理に適った”行為なのでしょう。

しかし、それは強奪であって、部落が反撃するのは理の当然です。そこで「古参兵」が殺されたとしても、「激怒」して「一せい射撃」をしたり「強姦」に及ぶ行為が正当化されるものではありません。荒木良次の「残忍な行為」が生まれたのも、戦場という天・地が逆転したような猛悪たる世界で、ごく“自然”かつ不可避免的に生じた“報復”なのではないか、そう思われて仕方ありません。

§

さて、宇田川さんに戻ります。

先の戦争の記憶が忘れ去られ、代わりに軍靴の響きが大きくなりつつある今日、「東京裁

判」への“振り返り”はより重要で必要なことだと思います。私なりの理解ですが、昨今の国民世論や歴史認識の危うさは、どうかすると「東京裁判」が“鋳型”を作ったのであり、その鋳型に多くの国民がはめ込まれてきたのではないかと推測してます。

宇田川さんは、その「東京裁判」には、看過できない重大な問題があると言います。私の言う“鋳型”です。

第一に、戦争遂行の「張本人」（A 級犯罪）はもっぱら陸軍におかれ、海軍、外務省、大蔵省の被告人への追及は不十分であったことです（13 頁）。実際、「陸軍」出身ではなく、戦時経済体制の実質的な責任者であった岸信介は、A 級戦犯でありつつも、戦後いち早く釈放され、政治の世界へ復帰しています。戦争責任への追及が、そして国民の世論も甘かったのです。ここに安倍晋三政権の孵卵器としての原型があったのではないのでしょうか。被告席におかれた日本陸軍は、「アジアの解放のための戦争だった」、「自衛のための戦争だった」と抗弁したようですが、「自衛戦争論や『大東亜戦争肯定論』が通用する可能性は、そもそもなかった」（12－13 頁）わけです。しかしながら、こうした陸軍の主張が、いまになって、蘇ってくるのは、「東京裁判」の“鋳型”が深く影響しているのではないかと、思います。

併せて、宇田川さんは、この裁判では、ジェンダーの視点が「完全に欠落して」おり、「女性に対する性暴力を裁く」思想がなかったと言います（14 頁）。いまなお、「従軍慰安婦」問題にけじめをつけられていません。

第二に、「アメリカ側は、占領政策を円滑化する目的で昭和天皇を免責し、利用してゆく道を選びました。日本軍の毒ガス戦や細菌戦も免責されています」（14 頁）。連合国というよりも、独りアメリカの「リベラル」という名の“野望”によるものであって、ここに「正義」の思想は微塵も見られません。

閑話休題というわけではありませんが、少々横道にそれます。

ビル 明日からの東京裁判のための街頭募金活動はすべて禁止、これは連合国最高司令官の命令です。

…（中略—宮崎）…

ビル とにかく、街頭で、じかに、国民に訴えることはおやめなさい。お父上の活動が広まっては困ったことになる。それに、私たちの方でも考えていることがある……。

永子 なぜ、街で寄付を集めてはいけないんですか。このところ、父の演説に耳を傾けてくださる方がたが、ふえてきているんです。

ビル ですから、それが困るんです。

永子 なぜですか？

ビル 国民が裁判に異様に関心を持ち始めるからです。

永子 それがなぜいけないの？

ビル 天皇がこんどの戦争にどう関わったか、国民の目が、そこへ行ってしまうのではないですか。

永子 判りません。

ビル 天皇は裁かない。そう結論が出ているからです。

永子 それは、裁判をやってみないとわからないでしょう？

ビル 極東委員会。……日本の占領方針を決めている最高機関です。連合国代表から構成されたこの極東委員会が、そう決定したのです。「日本をうまく管理するには天皇の存在が不可欠である。ゆえに天皇に戦争責任なし」とね。

だから、いまさら天皇の戦争責任を問う声が国民の中から浮かび上がったりしては困るんだ。

永子 ……。

ビル：ビル小笠原（33）米陸軍法務大尉

永子：伊藤永子（19）弁護士伊藤秋子の娘

（井上[2004]96－98 頁）

§

再び、宇田川さんです。

第三に、「論点にすらならなかった問題」です。「検察側・弁護側の裁判準備、審理過程、判決という全ての過程において、植民地支配の問題は無視・軽視されていました。裁判では、裁く側と裁かれる側の双方が、植民地支配を追及する/追及されるという意識をもっていませんでした。このため、裁判を経ても被告人の帝国意識、他の民族に対する優越意識は根強く残りました」（15 頁）。「東京裁判」は、「帝国主義間の合作裁判」（16 頁）だったという宇田川さんは、この裁判が帝国主義・植民地主義を当たり前の前提にした裁きであったと言います。そのことを端的に示しているのが、戦争犯罪の追及が一定の「序列」のもとで行われたことに現れています。①白人捕虜、②白人民間人、③アジア人住民、④植民地支配、という序列です。欧米の白人を優位において、中国や朝鮮の人びとを下層におく差別意識は、今日なお根強く、根を張っています。たとえば、安田菜津紀さんは、ロシアによるウクライナ侵略に寄せて、次のように述べています。私たち日本人が“鋳型”から抜け出でてない証左です。

たとえ 21 世紀が「戦争の世紀」になるとしても、ウクライナ侵攻がスタートではありません。今年はいラク戦争から 20 年です。イスラム国の台頭などでイラクは戦乱常態が続き、2011 年からはシリアでも民間人への弾圧が続いています。アフリカでも紛争が深刻化し、ミャンマーでは軍によるクーデターで市民の命が奪われています。「助けて欲しい」という声が響き続けている世紀です。

しかしウクライナ侵攻の前に、その声に耳を傾けてきたでしょうか。ロシアが軍事介入したシリアと比べるとその差は顕著です。ウクライナで市民の命が奪われたり、学校や病院が標的にされたりした時、世界中からロシアへの非難の声があがりました。そんな中、シリアから逃れている知人が私に言ったんです。「全部、ロシアがシリアで繰り返してきたことです。でもあの時、世界はシリアにどれほど関心を持ってくれましたか」と。…（中略—宮崎）…ある家族の父親から「私たちが置かれている状況にウクライナほど関心が集まらないのは、目の色や肌の色や宗教が違うからなのか」と聞かれました。置き去りにされている側の人々は、まなざしの格差をひしひしと感じています（安田[2023]）。

いまだ、在日朝鮮人への差別が払拭できない日本について、再度井上さんに御足労願います。

竹上 （一字一句、はっきりと）日本政府は、現在、内地にいる朝鮮人を、日本人として扱う、とそう決めていた。

健 ……内地の朝鮮人が日本人？

竹上 （大きくうなずいて）これがすべての原因なんだな。

健 ……よく判りませんが。

菊治 きみは日本人の母さんを亡くしてから朝鮮人のおやじさんの籍に入った。つまり

健くんも、健くんのおやじさんも朝鮮人だ。ところが、去年の秋から、二人とも日本人になっていたんだよ。

健 ……まだ、よく判らないんですが。

秋子 去年の9月、戦さが終って間もなく、日本政府は、GHQや南朝鮮のアメリカ軍^{かり}仮政府と話し合って、そう決めていたんです。そのうえ、この決定は、九州福岡地方に一度、知らされただけでした。ですから、ほとんどの朝鮮人がこのことを知らない。

健 （まだよく呑み込めない）……。

永子 母さん、ちょっと待って、

秋子 ……？

永子 健ちゃんのお父さんも、それから健ちゃんも、ずーっと日本人、帝国^{ていこくしんみん}臣民^{しんみん}だったはずよ。明治神宮を拝みなさい、国語を習いなさい、名前も変えなさい、そしてしたらあなたは^は栄えある大日本帝国臣民です……健ちゃんのお父さんたちは、そう云われつづけてきた。だから、明治神宮に^{がんちようまい}元朝^{げんちようまい}詣りに行き、ネジリ鉢巻^{キン}きで国語を勉強して、名前も^{キン}金から片岡に変えて、帝国臣民になったのよ。それなのに、なぜ、なぜ、いまさら、「あなたがたは日本人です」なの？

秋子 でも、正確には……つまり法的には、去年の8月15日以前は帝国臣民ではなかったのよ。

永子 なぜ？

秋子 朝鮮の人たちには、多少の例外を除いて、最後のぎりぎりまで、大日本帝国憲法が適用されていなかった。

永子 ……！

秋子 帝国臣民になったというなら、朝鮮の人たちにも、一つの例外もなく、帝国憲法を当てはめられていたはずですよ。

永子 じゃあ、健ちゃんのお父さんたちは、いったいなんだったというの。

秋子 …半^{はん}、日本人でした。

凍りつくような間。

竹上：竹上玲吉（69）弁護士

健：片岡 健（19）新橋片岡組組長代理で学生

菊治：伊藤菊治（46）弁護士

秋子：伊藤秋子（38）弁護士

永子：伊藤永子（19）秋子の娘

（井上『2004』117－119頁）

§

何度か横道に逸れたこともあって、文字数の余裕がなくなってきました。急ぎます。

たしかに、細川護熙首相による哀悼の式辞（1993年8月15日）や、村山富市首相の談話「戦後50周年の終戦記念日にあたって」（1995年8月15日、いわゆる「村山談話」）、そして同年の6月9日には、衆議院本会議における「歴史を教訓に平和への決意を新たにす決議」（いわゆる「戦後50年決議」）が生まれるなど、戦争の「記憶」を国を挙げて留めおくような試みはありました。しかし、「『東京裁判が何を裁いたのか』を忘却したまま、裁判が追及したA級戦犯が合祀されている靖国神社に首相が参拝することを肯定し、中国や韓国からの批判には耳を傾けない、という世論が多数を占めているということ」（47頁）は、重大な“社会的

ミスリード”です。このままで良いわけがありません。

では、どうすればいいのでしょうか。私たちに何ができるのでしょうか。宇田川さんは、やはり「歴史認識」ということを基軸に置いて考えています。

「私たちがまず自覚しなければならないことは、戦後日本の政治と社会は、近代日本の戦争や植民地支配について、忘れてしまっていることの方がはるかに多い、ということだと思えます。まずは、この「歴史認識」に立つことが大切だと思います」（53 頁）。そのうえで、私たちの「戦後責任」が問われています。

「私は、歴史認識を問い、鍛えることは、戦後生まれを含む全ての人びとがもつ、「戦後責任」を果たすことに他ならないと考えます。論者によって、「戦後責任」の定義は様々ですが、ここでは、本書でも確認した近代日本の「民衆の序列」や、幾重にも重なる差別の実態を踏まえ、戦争や暴力による被害者を救済するための思想として、戦後責任を捉えたいと思えます。こうした戦後責任を果たす方法の一つが、歴史認識の検証なのだといえます」（54 頁）。

全く異論ありません。「戦後生まれを含む全ての人びと」が「戦後責任」を果たすことを求めています。その一つの方法が、「歴史学やいろいろな学問の成果に触れ、自分たちの認識を相対化する作業をしてゆく」ことです。末尾で東京大空襲の体験者である大石弘子さんによる、小学生へのアドバイスの紹介に、それは凝縮して表れています。

世界地図を見なさい。本を読みなさい。どんなふうに人間が生きてきて、物事がどんなふうに起きたのか、意味を問いなさい。知らなければ判断できないでしょう（『東京新聞』2022 年 8 月 28 日付朝刊）。

「知らなければ判断できない」——。とても重い指摘です（56 頁）。

「学ぶ」ことです。「知る」ことです。そうして、戦争や暴力、差別に思いを至らせる「思想」を持つことだと、宇田川さんは力説します。

§

そのうえで、余計なお世話をさせていただきます。

どうかすれば、宇田川さんの方法は文句なしの優等生的で理性的な道案内です。あくまでも、ひとつの方法としてアドバイスされているのですが、「各分野の学者の書いた一般書（新書、選書、ブックレットなど）を読む」とか、「新聞に目を通してゆくうちに、気になったテーマについて、新書やブックレットを探して読んでみる」（55－56 頁）ということです。

たとえば、「歴史学」というものを前にして「戦後生まれを含む全ての人びとが」、背筋を伸ばして読み解く光景は、そうあればよいのですが、必ずしもそうならないのが現状ではないかと危惧するのです。もちろん、宇田川さんは承知のことでしょうが、その他の「風化」に抗う試みがあり、その可能性も否定できないのではないかと、思うのです。「余計なお世話」ですが、あえて指摘させてもらいます。たとえば、石沢麻衣さんは、「遠ざかる戦争や災害」の記憶を「立体的に引き留める」ことを提言しています。いえ、呼び掛けています。

…時間が経ち遠ざかるうちに、物事は平面的に受け止められ、記憶からすり抜けてしまうかもしれない。だからこそ、碑や遺構など視覚的な記録を土地に刻み込みつつ、生身の言葉や語りでそれを立ち上げてゆかなくてはならないのだ（石沢[2023]）。

つまり、「過去は、人の記憶の中だけに留まるものではない。街や土地もまた、自然災害や戦争の記憶を抱えている」（同上）のであって、石沢さんは、ドイツ、イエナ市内の「躓きの石」（街の通りに埋め込まれた犠牲者の記録で、正方形の真鍮板）を例にあげ、「…自分の足で土地を歩いて見回し、誰かの声に耳を傾け、読書や調査など独自の方法で、物事に対する視点を築き上げること、それこそが『記憶すること』なのである」（同上）、というのです。

「読書や調査」と併せて「記憶」をつなぐということでしょう。広島原爆ドームやアウシュビッツ平和博物館はもとより、私たちの足もとに何がしかの手がかりを残して、記憶を「立体的に引き留める」ことも重要な活動だと思います。

さらには、歴史学だけでなく、小説・映画・舞台・音楽などを通じて、「記憶」を支えたり深掘りする方法もあります。文化芸術の果たす社会的役割です。先に紹介した井上ひさしの作品もそうでしょう。山本[2023]は、水木しげる（『貸本板 悪魔くん』など）や中沢啓治（『はだしのゲン 自伝』）などの漫画を取り上げ、さらには劇場用映画にまで対象を拡げて、その意図するところを次のように述べている。

第一にメディア文化作品を製作者と受容者の思想的実践として読みたいと考えるからである。第二に、メディア文化作品の「社会的機能」を重視したいからである（256頁）。

山本[2023]は、鶴見俊輔による「反射＝思想」論をヒントにしながら、感覚的なものと理解されがちな「反射」を集団に共有された「思想」として読み替え、その思想こそ「日常の思想」であり、「マンガとか大衆芸能」に結びついていると考えています。

人や集団によって関心の強弱は異なるが、現代社会を生きるうえでメディア文化作品から逃れるのは難しく、メディア文化作品の影響力をまったく無視するわけにもいかないのである。

そうしたメディア文化作品を日常的に受け止め、感想を言い合っている私たちは、鶴見が言うところの「反射」神経を鍛えている——メディア文化作品の「社会的機能」というのは、そのような意味である（258頁）。

誤解を怖れずにいえば、「歴史学」や専門家の研究書に比べ、マンガや映画（アニメ）などの「メディア文化作品」のすそ野は、思った以上に広く、また影響力は比べものにならないくらい大きいのです。宮崎[2023]で井上ひさしの「居酒屋」論を紹介したように、「歴史学」を「雑談」で語り合う機会はほとんどないけれど、演劇（舞台）などの「メディア文化作品」を「居酒屋」で語ることは容易に想像がつかます。

繰り返しますが、「歴史学」が不要だと言っているわけではありません。「風化」に抗う方法の、もうひとつ、もうふたつを、試みに指摘しておきたいのです。すでに周知のことかも知れませんが。

（みやざき あきら）

【参考資料】

石沢麻衣[2023]「記憶を刻んでゆくこと」『朝日新聞』2023年4月21日付)

井上ひさし[2004]『夢の泪』新潮社

宇田川幸大[2023]『私たちの戦後責任 日本の歴史認識を問う』岩波ブックレット No. 1075

宮崎 昭[2023]「新書散策の旅（シリーズ第5回）… 今村忠純・島村 輝・大江健三郎・

辻井 喬・永井 愛・平田オリザ・小森陽一・成田龍一編著『「井上ひさし」
を読む 人生を肯定するまなざし』（集英社新書、2020 年）から学ぶ …」
『市民科学通信』第 35（4 月）号

安田菜津紀[2023]「各地に響く『助けて』自分事にできるか」『朝日新聞』2023 年 2 月 25
日付朝刊

山本昭宏[2023]『残されたものたちの戦後日本表現史』青土社

吉田 裕[2020]『兵士たちの戦後史 戦後日本社会を支えた人びと』岩波現代文庫



新書散策の旅（シリーズ第7回）

…半田 滋『日本は戦争をするのか—集団的 自衛権と自衛隊』（岩波新書、2014年） から学ぶ … ＜振り返り編 No. 2＞

宮崎 昭

半田さんは、本書の「はじめに」の文字通りの冒頭で、「日本は戦争をするだろうか。安倍晋三政権が長く続けば続くほど、その可能性は高まるといわざるを得ない。憲法9条を空文化することにより、自衛隊が国内外で武力行使する道筋がつけられるからである」（i 頁）、と警戒心を露わに問題提起しています。

もちろん、いま現在「安倍政権」はすでに途絶えているとはいえ、岸田政権の下、「憲法9条を空文化」し、「自衛隊が国内外で武力行使する道筋」は弱まるどころか、益々強まっています。宮崎[2023]にて予告したように、発刊からすでに10年近く経っている本書ではありますが、現下の「戦争への道筋」が如何にしてつくられてきたのか、＜振り返り＞をおこなってみたいのです。

§

2023年5月3日は、日本国憲法が公布されて77年、施行されて76年になります。人間でいえば、「後期高齢者」で、わたし同様に、あちこちが「故障」し、悲鳴をあげています。そうではあるのですが、憲法に限って、そうあってはならない、と願っています。

さて、『朝日新聞』は、同日、同社で行った世論調査の結果を公表し、併せて“特集”を組んで今日の憲法問題が容易ならざる状況にあることを報じています。

その調査結果ですが、少々気になります。3,000人を対象とした「郵送法」によるものですが、「いまの憲法を『変える必要がある』と思う」（全体の52%）と答えた層で、「敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有」に賛同する者が55%に及びます。ちなみに、「変える必要はない」と思う層は、全体の37%でした。

また、「ウクライナ侵攻」を前にして、「日本の防衛力を強化すべきだと思うようになったか」という質問に、「強化すべきだと思うようになった」と答えたのが57%で、その中で「憲法9条を『変えるほうがよい』と答えた層が52%」もありました。

さらに自衛隊に関してですが、「アメリカ軍の後方支援にとどめる」56%、「アメリカ軍とともに活動すべきではない」27%、「アメリカ軍とともに武力を行使する」11%、となっています。政府の動向だけでなく、国民の声の行方についても、油断ならない状況にあると思います。

§

さて、半田さんの手をかりて、「集団的自衛権」をめぐる虚々実々、そして「9条」の身の置きどころを探っていきたいと思うのです。「集団的自衛権」というのは、私なりの表現を使う

なら、「進化」して巨大化した怪物「現代のリバイアサン」といえないでしょうか。自国民の安全を守り、保護するという名目で、他国民の生存権を奪う「怪物」です。

制約されてきた「集団的自衛権」の行使について、その縛りが外され、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」が容認される道筋へ。事実上の国際法違反の「先制攻撃」が容認された戦争の始まり、あるいは「新しい戦前」の渦中です。「専守防衛」はどこへ行ったのでしょうか。

まず、「集団的自衛権こそが戦争の口実」（半田[2014]45 頁）だという半田さんは、「驚くべきことに第二次大戦後に起きた戦争の多くは、集団的自衛権行使を大義名分にしている」（47 頁）、と指摘しています。「ベトナム戦争（ナパーム弾を使用…宮崎）がその典型であり、イラク戦争では「劣化ウラン弾」が使用され、「自衛権」とはほど遠い残虐行為をおこなっていました。その「集団的自衛権」の行使については、憲法 9 条をもつ日本では厳しく制約されていました（国連が規定する集団的自衛権および個別的自衛権については、宮崎[2023]および伊勢崎[2014]を見てください）。

<「行使できない」というのが従来からの公式見解>

「政府は、『（国連憲章の）提案者は国家固有の権利としての集団的自衛権という観念をもつてつくったと私どもは考える』（1951 年 2 月 27 日参院外務委員会、西村熊雄外務省条約局長）（半田[2014]123 頁）と回答。

「しかし、同時に『日本は独立国なので集団的自由権も、個別的自衛権も完全に持つ。しかし、憲法第九条により、日本は自発的にその自衛権を行使する最も有効な手段である軍備は一切持たないことにしている』（同年 11 月 7 日参院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会、西村熊雄外務省条約局長）とされ、我が国は集団的自衛権を持つが、憲法上、行使は不可能であるとの現在にも通じる政府見解が示された」（同上）。

ここはどうでしょうか？半田さんは指摘していないのですが、わが国の第九条だけでなく、国連創設の理念そのものが世界大戦への深い反省に立ち、国際紛争を武力を用いて「解決」しようとする考えを否定しています。西村局長の回答にある「日本は自発的にその自衛権を行使する最も有効な手段である軍備」という表現に疑問を感じるのです。つまり、軍備こそが、「最も有効」と言い、平和的な“外交”の力を評価していないということです。

安保関連 3 文書を改定した「有識者会議」の座長を務めた佐々木賢一郎（日本国際問題研究所理事長）は、「世界の構造は常に、底流では力が支配している」との基本認識に立ち、「力の空白が生じれば、戦争を誘発する」と述べ、さらに「国家間の関係や安全の枠組みは、人びとの善意とルールだけでは成り立っていないというのが現実」（『朝日新聞』2 月 14 日付「交論」より）だと言い切っています。念頭にあるのが、現在の中国は「権力的な秩序観」に立ち、「力のある者が支配する」国であるという「中国観」です。「力」こそが「外交力」だ、という根深い信念が底流しています。

私の疑念をさらに深めるのは、政府による次のような「定義」です。長くなりますが、じっくりと読んでみたいと思います。

「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を

超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（1981年5月29日、稲葉誠一衆院議員への答弁書）（半田[2014]124頁）。

一読して思うのですが、他の「かつて」の政府答弁を見ても、日本の自衛権行使を、あたかも憲法第九条が“邪魔している”かのような、“目の上のたんこぶ”であるという“心根”に置かれているように感じてしまいます。別の言い方をするなら、国連が認めている自衛権の行使ができないのは、ひとり、日本の“国内事情”にあるのであって、世界の“非常識”になっている、と云わんばかりです。繰り返しますが、そもそも国連は紛争解決の手段としての武力行使を否定しています。この点は、これからも、口を酸っぱくして言い続けたいと思います。

にもかかわらず、「集団的自衛権の行使」が「戦争の口実」になっているという「事実」あるいは「現実」が、暗雲のごとく議論を覆っているのです。「既成事実」という厄介な代物です。

＜湾岸戦争以降、米軍との武力行使「一体化」の議論に＞

「どのような場面で米軍など他国の軍隊の武力行使と一体化するのか、政府は4項目の基準を示した。

『①戦闘行動の地点と当該行動の場所との地理的關係、
②当該行動の具体的内容、
③各国軍隊の武力行使の任にあるものとの関係の密接性、
④協力しようとする相手方の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々具体的に判断されるべきである』（1996年5月21日参院内閣委員会、大森政輔内閣法政局長官）』。

この政府見解によって、米軍への武器弾薬の提供であっても戦闘地域と一線を画する地域で行えば、米軍の武力行使とは一体化しないことになった。この基準を生み出したことで2000年代に入り、日本は対米支援に踏み込んでいく」（124－125頁）、ことになります。

政府による「戦闘地域」の理解は、極めて平板で非現実的なものです。たとえば話ですが、炭坑での労働は、採掘の最先端にあたる「切羽」だけで成り立つものではなく、切り出された石炭を、かつてなら「タンガラ」に詰め込んでトラックに運ぶという過酷な労働に繋がっていました。いわゆる「あと山」あつての「切羽」です。危険が「一体化」しています。半田さんも、こう指摘しています。

「現代の戦争に、戦場そのものの『戦闘正面』と、補給したり休養したりする『後方地域』を区別することの意味はない。燃料、弾薬、食料の補給なしに戦争継続することは不可能だからである」（125頁）。

1999年5月、朝鮮半島での戦争を想定した「周辺事態法」（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、周辺事態安全確保法ともいう）が制定されました。そこで「憲法の番人」と言われる内閣法制局が“ひとひねり”したのが、「非戦闘地域」という概念です。非戦闘地域であり、後方支援（地域）の活動なので、9条に抵触することなく「合憲」と解釈されるようになったわけです。そこでは、地方自治体や民間人の「協力」も求められ、また住民の「安全」のために銃器の使用も認められました。

もう四半世紀前から「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の準備が着々と進められてきたのです。

§

イラクで人道支援活動を20年続けている高遠菜穂子さんのコメントに、もっと注目してよいのではないのでしょうか。日本が「平和国家」だという評判が消えつつあるという話です。

活動を始めた翌年の 2004 年、現地で武装勢力に拘束された。前年に始まったイラク戦争で日本は復興支援のためとして自衛隊を派遣。「平和国家と信じていたのに、なぜアメリカに協力するのか」。9 日間に及んだ拘束中、武装した男たちは言った。

日本に平和国家の印象を抱く現地の人、いまや年配者だけだと高遠さんは言う。かつては原爆を投下され、軍隊を持たなくなった国と教えられていたが、今の中東の若者たちはそうは考えていないと感じる。「戦争しないって言いながら実際には加担している。SNS で見たよ」と言われたこともあるという（『朝日新聞』2023 年 5 月 3 日付「揺らぐ 9 条紛争地知る人らは」より）。

恐るべきは「敵国」ばかりではない。政府が説明や議論を軽んじ、憲法が主権者と定める国民を置き去りにしたまま、国の大事な原則を次々と変えていく。真に恐れるべきは、民主主義の形骸化である（『朝日新聞』2023 年 5 月 3 日「社説」より）。

<「有識者会議」の登場>

2022 年 12 月 16 日、安保関連 3 文書が閣議決定されました。この 3 文書の改訂に向けて、岸田首相は「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」（9 月から 11 月まで計 4 回開催、有識者 10 人）を開催して「有識者」の意見を求めましたが、その前の 1 月から 7 月までは非公開で「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」（有識者 52 人）を計 17 回おこなっています。

内閣官房が人選はもとより、会議のテーマや進め方などを主管するもので、政府主導の私的な諮問会議ですから、立法機関である国会とは無縁の形で進められたのです。とはいえ、この「有識者」の意見はあくまでも参考意見でしかなく、「実際、3 文書の詳細を事実上固めたのは、昨年 10 月から始まった自民党の小野寺五典元防衛相、公明党の佐藤茂樹外交安保調査会長らによる与党の実務者協議だった」（『朝日新聞』2023 年 3 月 5 日<安保の行方 議事録をたどる①有識者会議>より）。この国の行方を決するような重大な案件を、国会の審議を経ることなく、いわば「密室」で決めるなど、立憲主義を標榜する国にとっては“裏切り”行為であるといっているのではないのでしょうか。こうした経緯の原型モデルは、周知の通り、安倍政権にありました。振り返ってみましょう。半田さんは、安倍首相による「クーデター」（29 頁）だと言っています。

<「法治国家」から「人治国家」へ>

「盗人^{ぬすっとだけ}猛々しい」、手元にある国語辞典で調べると、「悪事をはたらきながら、ずぶとくて平気^{ないがしろ}でいるようす。また、そういう人をののしって言うことば」とあります。政府が国会を「蔑^{ないがしろ}にし、国民の声を聴くことなく憲法を恣意的に解釈する「盗人猛々しい」存在であることに、司法の手でなんとかならないか、そう考えても不思議ではないですね。ありました。あの 2015 年の 10 月に結成された「安保法制違憲訴訟の会」が、それです。半田さんの新書が出版されてから 1 年以上経ってのアクションです。各地の裁判所での「判決」については、改めて紹介することにしますが、厳しい結果が待っています

安倍首相は、アメリカによって「押し付けられた」憲法を廃棄し、「自主憲法」の制定を目論んでいました。その原型が 2012 年 4 月に発表された「自民党憲法改正草案」です（25－27 頁）。日本国憲法 96 条の規定に従って、衆議院・参議院で議員総数の三分の二以上の賛成を得て、憲法改正の「発議」をするという、「自民党憲法草案」の中見がどうなのか、ということは脇に置いて、^{のつと}「法治国家」ならではの方法を考えていました。「法」に則^{のつと}って「法」を

正すということです。しかし、この方法は極めて困難であり、失敗するリスクが大きいと判断したためか、舵を大きく切り替えて、「法」によるのではなく、「人」つまり首相の意向によって「法」を正す方法、「人治国家」への転換を図るようになりました。

まず、安倍首相は自らがもつ人事権を発揮して、内閣法制局長官のすげ替えから「人治」を始めます。もとより、内閣法制局は、一行政組織に過ぎないのですが、「時には政策の違憲性について率直に具申することにより、『法治国家』の足場を強固にする役割を果たして」きました（27 頁）。その法制局長に、これまで法制局勤務の経験のない、小松一郎駐仏大使が任命されるのですが、その理由は「集団的自衛権の行使容認に前向き」であるから、と言います（同上）。この人事は、「異例中の異例」（同上）と言います。手段を選びません。さらに「人治」は進みます。

<安保法制懇という「人治」の制度化＝偽装化のトリック>

2007 年、第一次安倍内閣は、首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「法制懇」と略）の設置を決定しました。同年 8 月まで 5 回の会議を重ねますが、途中、福田内閣、野田内閣の期間は中断され、2012 年に第二次安倍内閣が発足してのち、再開されるという経緯があります。ここから「安倍首相は憲法解釈の変更へ向けて一直線に突き進もうとしている」（29 頁）のです。その道筋は、2014 年 1 月に開会された通常国会で示されました。

- ① 安保法制懇から報告書を受け取る。
- ② 報告書を受けて、新たな憲法解釈を打ち出し、閣議決定する。
- ③ その解釈にもとづき、自衛隊法を改正したり、必要な新法を制定したりする（29－30 頁）。

国会で審議するということは、国民に問いかけ、国民の意見を求めることでもあります。しかし、このやり方、どう考えてもひどい、さすがの半田さんも「クーデター」と表現するだけのことはあります。「国会論議を経ないで閣議決定だけで憲法の読み方を変えてよいとする首相の考えは、行政府である内閣の権限を万能であるかのように解釈する一方、立法府である国会の存在を無視するのに等しい。憲法が定めた三権分立の原則に反している」（30 頁）と言わしめています。

岸田内閣も同じレールの上を走っています。閣議決定という方法で、相手国のミサイル基地を攻撃できる能力を自衛隊にあたえるという、これまでの「専守防衛」の原則とは真逆の内容です。

元内閣法制局長官の阪田雅裕さんへのインタビュー記事に、安倍元首相の回顧録を紹介しつつ、阪田さんの意見が紹介されています。大変興味深いものです。

— 安倍元首相の回顧録が出版され、「^{やり}槍が降ろうが、国が侵略されて 1 万人が亡くならうが、私たちは関係ありません、という机上の理論」「阪田雅裕元法制局長官は、集団的自衛権の行使を容認するならば憲法を改正すべきだ、と言っていました、憲法改正の方がはるかにハードルが高い」などと阪田さんや「法の番人」と呼ばれてきた内閣法制局にいた人たちを批判してきました（駒野一宮崎）。

「わが国が攻撃されたとき、自衛隊が応戦するのは当然です。槍が降ってきた時に、これを防いで国民を守るためにミサイル防衛システムやイージス艦を備えた自衛隊が

存在するのです。安保法制の問題は、わが国が攻撃を受けていない、侵略されていないのに進んで戦争に参加することです（『朝日新聞』2023年4月14日「憲法9条は死んだ」＜聞き手：駒野剛＞）。

すでに、2014年の段階で、今日の「新しい戦前」と言っている政局の危うさを、半田さんは次のように述べていました。

首相の政策実現のためには、これまでの憲法解釈ではクロだったものを、シロと言
い換える必要がある。歴代の自民党政権の憲法解釈を否定し、独自のトンデモ解釈を
閣議決定する行為は立憲主義の否定であり、法治国家の放棄宣言に等しい。「首相に
よるクーデター」と呼ぶほかない（32頁）。

§

2023年5月19日（金）から21日（日）の「G7広島サミット」を終え、ゼレンスキー大統領
を迎えたこともあって、世界的な注目を集めることになりました。岸田内閣の支持率も上がっ
たということです。しかし、核廃絶の課題に正面から応えることなく、依然として「核抑止
力」を前提にした「世界秩序」の有効性を謳っています。

ここでは、日本の自衛隊がどれだけ危険な状況にあるか、またその現実がどれだけ国民に知
らされていないか、という問題については割愛しました。改めて、「シリーズ新書散策の旅」
（布施祐仁『自衛隊海外派遣 隠された「戦地」の現実』などを紹介）で学びたいと思います。
字数制限がありますので、精一杯の「付記」です。

戦争の経験がない「自衛隊」ですから、「実任務は国内の災害救援活動、海外における国連
平和維持活動（PKO）と国際緊急援助隊に限られて」います。「人助け」に徹してきた世界でも
珍しい軍事組織」（167頁）です。だからでしょうか、神奈川県横須賀市にある「陸上自衛隊高
等工学校」は、倍率15倍の難関校だそうです。志望動機は、やはり「自衛隊の献身的な救援
活動」にありました（168頁）。彼らにとって、戦争をする——殺す、殺される——ことにな
るとは、思ってもみないことではないでしょうか。そうならないことを願うばかりです。否、願
っているだけではこの「クーデター」を止めることはできません。

*伊勢崎賢治[2014]『日本人は人を殺しに行くのか 戦場からの集団的自衛権入門』（朝
日新書）

*宮崎 昭[2023]「新書散策の旅（シリーズ第6回）… 伊勢崎賢治『日本人は人を殺
しに行くのか 戦場からの集団的自衛権入門』（朝日新書、2014年）から学
ぶ …＜振り返り編 No. 1＞『市民科学通信』第35（4月）号

2023年5月21日

（みやざき あきら）

新書散策の旅（シリーズ第8回）

…岩波ジュニア新書編集部編『10代が考える ウクライナ戦争』（岩波ジュニア新書、 2023年）から学ぶ…

宮崎 昭

法政大学多摩キャンパスの図書館と食堂をよく利用させてもらっています。自宅から歩いて40分ほど、丘陵地にあるので上り下りが大変です。往復1万歩、この年齢ではややオーバーワークですが、新緑に迎えられ、新生がキャンパスを埋める様子は、私にとっての活力源ですね。

今回の「新書散策」は、普段手に取ることのない「ジュニア」向けの新書です。図書館の棚に並べられていたこの本に、偶然目が向いたのですが、タイトルにある「10代」と「ウクライナ戦争」が誘因だったかもしれません。

§

本書は、岩波ジュニア新書の編集部が企画して、五つの高校で「座談会」や「インタビュー」を行った、その報告です。それぞれ、教師が加わって、ファシリテーターとしての役割を存分に果たしているように感じられました。高校生が自由に語っているところがミソです。たとえば、いくつか紹介（要約）します。

▼テレビを見ないので、しばらく「知らなかった」。後でSNSで確認したが、残虐なシーンもあり、情報が乱立していて、何が本当か分からない。

▼ロシアの人たちは、この戦争を「特別軍事作戦」だと信じている。

▼アメリカはアフガニスタンやイラクに侵攻したが、ロシアと違って、世界的な非難や制裁を受けなかった。「正義」というのはアメリカの視点からなのか。

▼核兵器は防衛的視点から必要な。

▼国連の機能不全が問題であり、安全保障理事会のルール、特に常任理事国の拒否権をなんとかしなければならない。

▼自分はハーフ、ミックスなので国同士の争いはやめてほしい。

▼この討論会、先生が生徒200人以上に声をかけたけれど、たった10人しかあつまらなかった。正直、興味のない人も多いと思う。

ファシリテーターの先生は、であれば、私たちはどうしたらいいのか、何ができるのか、高校生に率直な意見、感想を求めています。

§

私たちに何ができるのか、そう問われて出た意見です。

▼ロシアを一方的に「悪」と決めつけるのではなく…プーチンを説得する。

▼多種多様な情報を正しく処理して判断するために情報リテラシーを身につける。

▼歴史教育を受ける。

▼ウクライナ側だけからの情報では「偏った正義」となる。データにもとづいて自分の意見を持とうとしても偏ってしまう。一方と他方の「真ん中」「中立」の意見を持ちたい。

▼ドイツの場合、ナチスの強制収容所も教育の場になっている。日本にはないのでは。

▼「国単位」で考えるのではなく、「人類単位」で考える。

▼言語を学ぶ。

軍事支援をするという意見はありません。ただ気になったのは、4 番目の「中立論」です。「偏った」考えに批判的な態度で臨む、よく見かける考えですね。高校生だけでなく、広く一般にも見受けられるこうした意見に、どんな評価をし、あるいはコメントをすればよいのでしょうか。どちらにも与せず、どちらをも批判せず、いわば自分の“安全”な居場所を確保しようとする「相対主義」の立場だと思います。“どっちもどっち”という態度です。なぜこのような考え方が生まれるのか、つまり「声をあげる」ことに否定的な空気というものが蔓延しているのだとすれば、むしろこれを考えることの方が大事なのかもしれません。

そうであるのなら、中島浩平さん（英語科教師）が生徒を交えて、オンラインでウクライナ人少女オリアさん（13 歳）との交流を行ってきたエピソードは示唆的です。

オリアさんは日本が好きで日本語の勉強をしていました。母エラさん（ハルキウ在住の大学教員）は、そんな娘の思いを受け止めて、中島さんとオンラインで交流することとなり、さらにオリアさんと日本の高校生を交えたつながりが生まれました。オリアさん親子が身ひとつでポーランドへ避難する様子が、リアルタイムで日本の生徒たちに映し出されたということです。見ていて、ハラハラしたでしょう。

4 月 20 日、オリアさんからお礼と感謝の言葉がありました。実は、生徒たちがオリアさんを励ます動画 80 本を作成し、これがとても「嬉しかった」というお礼と感謝の言葉です。そこで、日本の生徒からの質問、「日本に来たら何を食べたいの？」に答えます、「お茶漬け」と。笑いを交えた温かな、心のこもって交流ですね。

オリアさんとの交流で生徒たちは、
▽「他人事」と思っていたがオリアさんと出会えて「身近」に感じた。
▽見ているのがつらかった。
▽宗教や人種とか差別とか格差など、そういうものが原因で紛争が起こることを知りました。
▽もっと社会問題を深く知ることが…。
▽「他人事」ではなく「自分事」だ。

ごく普通の市民が、ごく普通の言葉で交流することが、こうした厳しい戦況のなかでは極めて重要な役割を果たすのではないかと、そう感じ取りました。声を掛けるということは、「私はあなたを無視しません、あなたの声を聞かせてください、私はあなたに関心があります」…当たり前のような交流が、実は平和に暮らす礎なのではないでしょうか。

§

本新書には、池上彰「21 世紀の理不尽な戦争をどう考えるか」と奈倉有里「ウクライナ情勢をどう見るか—学問と文化の視点から」の二つのメッセージが寄せられています。いずれも、10 代の高校生に向けられたものですが、特に奈倉さんの次の文章に、私は強く印象づけられました。

権力や武力を握る者の主張を追うばかりではなにもできません。…略…各国の市民とともに国を超えて平和への道を探っていかなければなりません。そのためには、まず私たちが、人命の尊重、人権の保護、国民主権、権力の分立、憲法や法律による国家権力に対する制約といった基本的な問題にたちかえることが重要です（168 頁）。

ロシアが無謀なのか、ウクライナに非はないのか、どちらが正しいのか、この二項対立の枠組みでことの良し悪しを考えがちですが、その前に、社会を見る眼を研ぎ澄まし、国民主権とはなにか、国家とはなにか、その基本的な事柄、概念を考え抜きましょう、ということですね。足もとをしっかりと考えるということです。そのうえで、付け加えたいことがあります。

先の「中立論」に関わって、また本書に登場する10代の高校生に考えてほしいことを追記します。といっても、福島 聡（あきら）さんの言葉を借りた上での話です。

「中立論」は、一方があって、他方があるという関係のなかでの中立です。中立の根拠は、自身の考えにはなくて、あくまでも一方があって、また他方があることです。他人の「意見」があつてのことであり、その意味では「主体的」でも「自律的」でもありません。

また、すでに指摘したように、賛成もしない、反対もしない、という「中立」の立場は、自身の身の保全に役立つかもしれませんが、理解し合える友人を得ることは極めて困難になります。なにより、腹をわたったコミュニケーションを拒絶する態度ですから、な—な—で上滑りの、表面的な付き合いに終わります。

そして、「中立」という、それは実のところ、“幻想”でしかないのですが、そこに留まることは、「思考」の停止を意味します。肩書「書店員」の福島さんは、書店に「ヘイト本外さず、反ヘイトも置く、対峙こそ重要」（『朝日新聞』2023年5月10日付＜インタビュー＞「本屋がいまできること」聞き手・田淵紫織）と、思考することの重要性を説いています。

— 一方で、福島さんはいわゆるヘイト本も書棚から外さないそうですね。

「はい。僕個人としては、ヘイト本があつていいとは思っていません。ただ考えれば考えるほど『けしからんから全部棚から外します』とはできませんでした。

— なぜでしょう。

「まず、ここまでがヘイト本でそれを外すという範囲を決めるのは、実に難しい。あからさまなヘイト本だけを排除したところで、おそらく棚に残るであろう有名作家のベストセラーにもヘイト的な思想は含まれています。そちらの方が根は深く、影響力も大きいと思います。

その意義を、続けて次のように述べています。朝鮮、中国出身の人びとを「三国人」と呼び、あからさまな他民族差別を公言してやまない、元東京都知事の名前が思い浮かびます。

— それは何でしょうか。

「ヘイト本を外しても、ヘイト本が売れる社会に僕たちが生きている事実は変わりません。そういうものを無視せずに読み、批判することで、対峙^{たいじ}することが重要だと思います。反ヘイト本も置き、論点を見えるようにしたい」。

「人の信条は、簡単には揺らぎません。自分の考えに反する言論を読むことで、私たち自身の思考を鍛えるべきではないでしょうか」。

知識の蓄積と同時に、併せて思考を鍛えることが求められています。「中立」であろうとする立場から、思い切って離脱する勇気をもつことです。ここに登場した高校生たちは、たしかに「思考を鍛える」場所に、身をおいていました。そう確信しました。

§

この「ジュニア新書」の宣伝をするわけではありませんが、PRの言葉を沿えます。巻末には、「キーワード」、「地図」、「年表」、「ブックガイド」、カバーの解説（キッズゲルニカ）、が収録されています。「ジュニア」だけでなく、「シニア」にも分かりやすく工夫された一冊です。そう思いました。あなどれません！

2023年5月25日

（みやざき あきら）

原発 そこが問題だ

第 22 号

2023 年 5 月 22 日

原発反対の会・吹田

wasser861.a@pure.zaq.jp

避難の権利と震災関連死ー福島原発過酷事故 12 年

5 月 24 日の本人尋問期日開始に向けて
原発賠償関西訴訟原告団へのメッセージ

原発反対の会・吹田

青水 司

東京電力福島第 1 原発過酷事故の発生から 12 年が過ぎました。あの過酷事故は福島だけでなく東京まで壊滅的打撃をあたえたかも知れないほど大変な事故だったのです。しかし、東京があまり打撃を受けなかったのは偶然ではありません。ご存じのように、原発は危険だから都会の近くにはつくらないからです。そしてそれは何をもたらしたのかについて考えてみたいと思います。



ご存じのように、紀伊半島の人々は原発を一つもつくらせていませんが、福島でも原発マネーという“麻薬”をうけとらず、原発を拒否してきた自治体があります。しかし、そのような自治体の住民は“麻薬”を拒否していたのに、3.11 事故で一番割を食っています。過酷事故で大変な被害を被ったのに原発から遠く放射能被害は少ないということなどを理由に賠償金は極めて少なく*、また「自主避難」するしか小さい子供を守る術はなく、さらに政府は 2017 年には一部を除いて避難解除し、住宅支援まで打ち切りました。この国では放射能から健康を守るために避難する権利を認めない、憲法無視が堂々とまかり通っているのです。

また、東電と政府は、放射能汚染水タンクが少ししか残っていないからと、安全性も証明されていないトリチウム汚染水の海洋放出を決定しました。加害者が被害者にするのでしょうか。政府は、「オリンピック復興」を叫んできましたが、上のように多くの福島の民衆とりわけ弱者は、復興の入り口にも立てていないのが現状ではないでしょうか。このことは福島では、震災 3 県の中で桁違いに多くの“震災関連死”*が出ていることに現れています。（第 1 表参照）

第 1 表 東日本大震災・被災者数（2018.3 および 2023.2、死者数は 2018.9 現在）

県名	宮城県	岩手県	福島県	合計	合計 (2023.2)
	10,762 (58.6)	5,789 (31.5)	1,810 (9.9)	18,361 (100)	18,423
震災関連死	927 (25.6)	466 (12.9)	2,227 (61.5)	3,620 (100)	
震災関連死 2023.2)	929 [+2]	470+4]	2,318+91]		3,717+97]

資料) 死者数は警察庁発表(2018 年 9 月)、震災関連死は復興庁発表(2018 年 6 月、2023 年 5 月)。

注 1) 震災関連死とは: 震災による負傷の悪化または避難生活における身体的負担による疾病により死亡。

2) () 内は死者数、震災関連死それぞれ各県の割合。

3) [] 内は各県の震災関連死増加数(2018 年 3 月~2023 年 2 月)

第 1 表で注目すべきことは、死者数は宮城県が過半数と多いのに、震災関連死は逆に福島県が圧倒的に多いことです。その理由として、放射能の影響が大きいこと、国も東電も「科学者」も根拠を挙げることなく放射能そして原発の安全神話を振りまいてきたことによると思います。ですから精神的負担が大きく避難の経済的負担も相まって将来への展望を持ちにくく、自死も含め被災者・避難者の負担は計り知れないと思います。とにかく原発の過酷事故が原因であることは確かであり、国や東電が人間的復興にほど遠い政策・対策を行ってきたことも確かです。さらに、3.11 から 12 年経ても 4 年間半で宮城が 2 人、岩手が 4 人に対して福島は 91 人だということです。このことは原発(放射能)災害が 10 年以上経ても治まってこない理由が「避難の権利」を認めない政府の憲法無視が根底にあることを示しています。

*** 「自主避難者」の差別扱い (モデルですので参考に)**

1) 避難指示対象区域のモデルケース (夫婦と子供二人)

おもな賠償①就労不能損害 27 万円×6 カ月=162 万円

②精神的損害 280 万円

③交通費、検査費など 10 万円

合計 約 450 万円: これでも 1~2 年しか生活できないでしょう

2) 「自主避難」23 市町村(人口約 150 万人に限定) 26 市町村は対象外

・妊婦と 18 歳以下の子供: 自主避難した場合 1 人 60 万円、自主避難しなかった場合 1 人 40 万円

ーこれは問題外です

・上記以外の大人: 1 人 8 万円

しかも東電は国から支援を受けた約 1 兆 7000 億円のうち、2012 年 3 月 2 日現在 4282 億円しか支払っていません(2012 年 2 月末現在、『読売新聞』による)

その後、2018 年には京都、東京地裁は判決で国と東電の賠償責任を認めましたが、東京地裁では 1 人約 140 万円、京都地裁では 1 人 100 万円足らずで、しかも 64 人の賠償を認めませんでした。

福島の人々に上のようなでたらめな復興政策ではなく、健康で安心できる本当の復興政策を政府に求めなければなりません。そしてまた、このような苦難を二度と生まないように、福島以外の私たちこそ再稼働中止、そして原発の廃止を求めなければ本当の福島復興の道は開けません。

オマー・ブラッドリー将軍は“現代世界は核の巨人の世界であり、同時に倫理的には幼児の世界である”と指摘しています。私たちは科学や政治に倫理を取り戻さねばならないと思います。

(あおみ つかさ)

性善説と性悪説

—私人概念との関係で—

竹内 真澄

中国思想史上で、孔子、孟子は性善説、荀子、韓非子は性悪説と言われる。だが、(1) 二つの説の内的連関とは何か。(2) 二つの説が現代中国にとって何を意味するか。これらについて、たんなる並置を超えて熟考したものは甚だ少なく、したがって、この内的関係が現代中国にとっていかなる意味をもつかを問うものはさらに稀である。私はこれについて考えたい。

1. 性善説の存立根拠

ふつう性善説は、孔子（紀元前 552 年または紀元前 551 年 - 紀元前 479 年）、とりわけ孟子（紀元前 372 年? - 紀元前 289 年）の説だとされる。

孔子は、周の時代（紀元前 1046～紀元前 256）の初期を規範となる社会モデルと見定めたが、すでにその衰退は春秋時代（紀元前 771）に決定的となった。孔子はこの衰退過程で、周の再興のために自説を説いて回った。その言行録を 400 年後に本にしたものが『論語』である。

『論語』には、性善説をじかに論じた箇所はない。よく知られているとおり、孔子にとって「善」とは、すなわち仁である。そして仁とは、孝悌である。孝とは親を大切にすることであり、悌とは年長者を敬愛することである。上に立つ者はおごそかに仁徳をもって下の者に臨み、目下の者は目上の者にたいしてへりくだるということである。つまり、縦の人間秩序一般を孔子は考えたのだ。

こうした思想の背景となった社会経済史的基盤は何かが問題となる。中国思想史家の李沢厚（1930—2021 『中国の文化心理構造』平凡社、1989 年）によれば「初期奴隷制」であった。儒教の本質は、奴隷制社会の支配を正当化する論にほかならない。すなわち、李沢厚は、孔子、孟子の説は、氏族社会の崩壊過程において、氏族社会—部族社会—部族社会同盟（李沢厚、32 頁）という広域化に対応しようとしたものだとして解釈している。

李沢厚が優れているのは、奴隷制において発生した儒教が、なぜ、どういう理由で封建制である清末まで生き延びただけでなく、現代中国の支配者の統治論のなかへ浸透したか、という問題を提起したところだ。李はこれにたいして、儒家の言う「家」とは部族社会のことであって、しかもそれが部族社会同盟まで届き、適用しうるように非常に抽象化され、かつ、柔軟化されたためだと説明している。いまの私は（不学であるから）李の説にしたがうところから出発したい。

さて、性善説を強いアクセントをもって主張したのは孟子である。どんな人であろうと井戸に落ちかけた幼児を見たら助けろという具体例（『孟子』公孫丑章句 上）は印象深い。これを孟子は「惻隱の心」と呼び、およそ利害得失を離れて忍びなさを感じる気持ちが人間にあり、それこそが仁の萌芽なのであると位置づけた。この善なる本性を伸ばしていけば、良い社会ができると儒教は考える。孟子の善は、孔子の言う仁を、共同体的心性一般へ拡張したものであった。仁は教訓的なものから、その萌芽へと掘り下げられ、そこから育てるものとされた。このようにして、孔子にとっての善なるものは、すなわち仁であり、立派な人がもつべき資質で

あったが、孟子は仁を遠くて高いものであっても、誰でもが持つ萌芽から学びうるとしたのである。

そもそも孔子が善（仁）を説くのは、周の末に悪（不仁）の気配を感じたからである。そうでなければ、善（仁）をもちだす必然がない。孔子は、悪（不仁）が周をほろぼしたのだとみるので、周を再興するために善（仁）を復権させねばならないと考えた。それは理屈が通っている。

孔子によると、善（仁）はすぐに身につくような資質ではない。むしろ善（仁）は、もし放置すれば埋もれてしまうような脆いものだ。だからこそ、たえず学ばなければならない。この意味で、善（仁）は悪（不仁）と相対して、追求すべきモメントであった。そう考えるならば、孔子の性善説には、すでに性悪説が前提されていたことになる。そこに性悪説が出てくる論理的根拠があった。

2. 性悪説の存立根拠

荀子（紀元前 313 年?—紀元前 238 年） - 紀元前 238 年以降）は、春秋（紀元前 770—紀元前 403）のあとの戦国時代（紀元前 403—紀元前 221）の思想家である。彼は、孔子の儒学の系譜にあるが、周の秩序が乱れて部族社会同盟が相互に闘う時代を生きた。だから、仁義なき戦いのさなかにものを考えた。そうだから、孔子とは違った点を強調するようになった。荀子は「人間は誰でも、生まれつき欲望をもっている。たとい聖人だろうと例外ではない。その欲望は、やり方によってはコントロールすることができる」と論じる。聖人とは最高の徳を持つ者だけに与えられる称号であるが、その人すら欲望がある。「人の性は悪、その善なるは偽なり」という。この「偽」とはいつわりの意味ではなく、人為的なもの、後天的な努力という意味だ。

私は、孔子が善（仁）を説く場合、実は反対項に悪（不仁）を前提としていたと述べた。だから、荀子が「人の性は悪」という場合も、決して孔子の善（不仁）を否定したわけではない。荀子はただ「生まれつき」の欲望がそのまま放置されることを悪としたのであって、学習さえすれば善へ向かうことはできるというのだ。だから、善と悪とを相対的に見る点では孔子と同じであり、違うのは悪を見つめるリアルさである。戦争は人間と聖人の欲望をむき出しにさせたほど激しかったのである。その分荀子は、善（仁）にむかう実践に、より強い情熱を湧かせなくてはならなかった。

韓非子（紀元前 280 年? - 紀元前 233 年）は、荀子の影響をうけ、戦国時代をさらに一層リアルに考えて性悪説を発展させた。ここまでの範囲でも、人間本性論として「悪」の把握は強まってきたのであるが、韓非子は善悪の軸に、公/私という軸を加えた。有名なのは、「ム（私）に背く、これを公という」（『韓非子』五蠹）という記述である。白川静は韓非子のこの箇所特別の注意を促している。

韓非子に至って、善悪と公私がクロスする。つまり、「私」は悪（不仁）であり、「公」は善（仁）である。しかも韓非子はこう言う。「民衆の当然の考えとしては、みな安全で利益になることに身を寄せ、危険で苦しいことは避けるものである。・・・（中略）苦しみと危険があることを、民衆はどうして避けないでおれようか。・・・（中略）また賄賂を贈って国の要人に頼って身を寄せると、望みがかなえられ、望みがかなえられると利益になる。安全で利益になることに、どうして向かわないでおれようか。こうしたわけで、国家の公民は少なくなり、権勢家（諸侯のこと 竹内）に身を寄せる●●私人が多くなるのである」（『韓非子』五蠹、第 49 の 12）。西洋古代にも通じることであるが、人間が公民であることを最高善と評価し、それに

たいして欲望のままであることを「私人」とすることはソクラテスも同じである。共同体的人間とはそういうものである。

しかし、戦国時代において、戦争は共同体間の一種の交通形態である。すると内外の緊張は嫌でも高い。一方で、民衆（聖人ですらも）は安全と利益を追求するものだということを認めざるをえないが、利害と安全を求める「私」を排除しなくてはならないとするのである。韓非子はすこし無理なことをやろうとしているように見える。なぜなら、いわゆる「善」よりもいわゆる「悪」の实在が深く把握されるようになり、孔子→荀子→韓非子の系譜上で、この「悪」はホッブズの自己保存と酷似するところまで来ているからだ。しかし、同時に、儒教の枠内にいる韓非子は、ホッブズとはまるで反対に「私」を排除し、「公」を取らねばならない。

そんなことが果たしてできるのだろうか。できたのである。それは「私人」を徹底的に差別することにおいてである。君子から見れば、諸侯の「私」および民衆の「私」は放置すれば利に走る本性的悪である。だからこそ「私」＝悪はもっとも忌むべきものであった。だから、荀子は、善は「公」であり、悪は「私」であると考えているに至ったのだ。

多くの人々が注目する明代の李卓吾（1527-1602）は、正統派の士大夫の儒教イデオロギーに正面から戦いを挑んだ。士大夫は、民から選ばれるのに民から離れると墮落する。そこで、士大夫の母体になっている民からの怨嗟がたまってくると、李卓吾のような変革者が現れる（島田虔次『中国における近代思惟の挫折』筑摩書房、1970）。李卓吾は、民に根差した士大夫を国家へ送ろうとしたのである。溝口雄三氏は李卓吾を「異端の正統」と呼ぶ。それは彼が求めた儒教の変革は、最初は排撃されはするが、「^{せんいきっぱん}穿衣吃飯一着ること食べること（物質代謝過程）」を提供できない体制は存続できないことを正当に主張したからだ。

孔子の道德主義は、かくして、荀子、韓非子によって小さく変革され、李卓吾によって根本的に修正された。それは、人間論に映し出される。つまり、本性が善ではなく、悪であるとされる傾向が強まり、ついには李卓吾において人欲は如何なる説教によっても免れがたい肯定的本性になったのである。それに合わせて儒教は、民の人欲を満たす民本主義へ変わっていき、パターンリズムは保たれた。

3. 中国の私人概念の歴史的変遷

西田太一郎によれば、戦国時代からすでに雇用された農民がいた。「傭保」という。前漢には、奴、婢、妾、傭、徒、謫、蒼、頭、白衣、私人、家人、贅等と呼ばれる者があって、総じて奴婢であった。奴婢は何度か反乱を起こしたが、そのたびに弾圧され、一層激しい苛斂誅求（税金や搾取をはげしくおこなうこと）が続行されたという。また、奴婢を支配する統治者こそが「^{こう}公」であるから、「公」は公平、公正、公然、公忠というイメージへと広がるのに対して、

「^し私」はますます個別性を意味するようになり、「公」とは「私」の否定でありつづけ、「遂に公共・公衆の議を有するに至った」という（「公私觀念の展開と私人の意義」『志那学』9巻1号、1937年）。

西田は、「公の公共すなわち普遍者を意味するに至ったのは戦国中期以降であって荀子前後に始まる」（同、103頁）と指摘している。

ここで私が注目したいのは「私人」である。これは、ヨーロッパではホッブズによって発見され、『リヴァイアサン』以降近代自由主義の主体となった。ところが中国では事情が異なる。儒教の中で「私人」は、それが諸侯の利己心であろうとまた奴隷や農奴の土地所有欲であろうと、次第に重みを増してくるのである。共同体のなかに私的所有の比重が高まるからである。しかし、それにもかかわらず、「私人」は奴隷を意味し、君子から見ても、また諸侯からして

も、差別対象でなければならない。君子—諸侯—私人というヒエラルキーのなかで、清末まで「私人」は否定の対象だったのである。私人は、ヨーロッパにおいてのように主体にならなかった。

政治的に見ると、農奴や小作人を解放したのは1949年の中国革命である。奴隷、農奴や小作人であった人々は、中国革命の時点1949で人口の9割を占めていた。中国革命の本質は、農奴、小作人階級の「自前の土地を所有したい」という「人欲」を満たすことであった。しかし、それはブルジョア革命というやり方によってではなく、社会主義革命によってであった。毛沢東は「私人」を認めたわけではない。逆である。彼は、相変わらず「私人」を「悪」とみなし、民衆の欲望の共通項を「善」とみなした。まさに「人民のために」革命を起こした。この場合の「人民」は、ヨーロッパのような個別化された私人（ブルジョア制的市民）ではないし、また私人を通して自由に結合するに至った社会的個体個体でもなく、その中間物である。溝口雄三は、この中間物を「つながりの共同」（溝口雄三、『中国思想のエッセンス I』239頁）と呼んでいる。

中国の「私人」概念の変遷を補足して要約する。

第一に、古代の私人とは奴隷を指すから、事実としては必要だが、価値としては最低で、凡庸、下劣、下賤である。

第二に、戦国時代の韓非子は、諸侯のもとに身を寄せる私人が増えることを恐れ、いかにして君子が体現する公的秩序へ奴隷を引き入れるか考えた。

第三に、明末清初期に私的所有意識が確立し、李卓吾は「そもそも私とは人の心である」（『蔵書』）と喝破した。それまで「私」はさげすまれてきたものであったが、「人の心」へ一般化された。

第四に、辛亥革命期に孫文（1866~1925）は、中国人はまるで散沙（砂粒）のようなものであるから、「散沙の自由」を捨てて国家建設のために結束しなければならないと訴えた。「私」はすでに蔓延していた。孫文は自由よりもその抑圧が必要であり、この点では「公」が大切だという儒教の教義を守りながら、土地公有制のなかへ「私」を溶かし込もうとしたのである。

第五に、中国革命（1949）において、ついに地主制を解体したとき、土地は没収され、小作人に配られた。しかし、小農は、決してヨーロッパ的な「個体的私的所有」の主体だったのでなく、いきなり「人民」という集団的主体とされた。

第六に、1978年の鄧小平の改革開放政策において、中国共産党の統治＝「公」の独占の枠内で「社会主義的市場経済」が認められ、「私」は解放された。一党独裁のもとでの市場開放がどこへ導くのか、誰も知らない。

第七に、現代中国で、「公」の枠内で猛烈な勢いで「私」が爆発している。たとえば「私人屋苑」は、民間のタワー・マンションのことである。現代では、「私人」は民衆のあこがれの的である。

4. 中国の公私二元論は労資二元論を欠いている

以上のように、「私」は「公」（中国共産党）のもとにある程度まで統制されつつも、次第に自律度を高め、いまや金持ちが民間企業経営をもとに「先富」するまでになった。先富論は、天安門事件1989年とソ連崩壊1991をみた鄧小平の策した新自由主義的実験であった。だが、それから30年たち、伝統の「天」または「公」を僭称する中国共産党でさえ「私的」資本蓄積を停止させることはできないところまできている。藤田勇は、現代中国についてもはや国家所有が20%を切っており、「限定的にせよ、『社会主義』と規定することはできない」（藤田勇『自由・民主主義と社会主義』桜井書店、2007、668頁）としている。藤田の堅実な社会科学

的分析を軽く見ることはできない。

だが藤田が論じていないことで忘れてはならないことがある。がんらい労資二元論の軸で、資本が労働者をコントロールするか、それとも労働者が資本をコントロールするかが社会主義のメルクマールであった。その極限は個体的所有の再建（『資本論』の資本主義的蓄積の歴史的傾向）である。ここには国家への言及はない。それは労資二元論の機軸で論理展開されているからだ。

すでにロシア革命（レーニンにも）で現れた傾向であるが、個体的所有論が抜けたままで革命を起こすと、国家（計画）と市場（無政府性）の関係だけが前面に出て、労資の問題が後景へ消えてしまう（公私二元論の偏重）。しかし、仮に国家が私的資本家の生産手段を没収したとすると、国家所有下の生産手段に対するコントロールを労働者がどれだけやれるかが問題になるはずだ。だが、困ったことに、旧社会主義国は、党＝国家が人民を代行して資本をコントロールすることになっているから、労働者がひとりひとりの「労働処分権」を奪還できたかを不問とする。それどころか、労働者や市民が政策に文句を言うと「国家安全保障法」や「党規違反」で逮捕したり、「粛清」する。

社会主義的市場経済から何が出てくるのか、誰にも分らないが、大事なことは、公私二元論（タテ軸）だけ事態を考えるのをやめるべきである。国家による規制を強化すれば格差問題を解決できるとするものも、また反対に市場の規制緩和をすすめれば中国がまっとうな文明国になるというのも幻想である。そうではなくて、生産手段の所有者（具体的には国家と資本）をコントロールする労働者の権限を強化する（ヨコ軸で考える）必要があるのだ。だが、共産党幹部も、インテリ層もこのことが理解できないようである。

中国の私人論を検討して、ようやくヨーロッパと中国を比較史的にみる展望できるところまで来たが、むしろ、ホップズが発見したようなヨーロッパ的な私人は中国では成立しなかった。島田虔次氏の言う「近代的思惟の挫折」はその限りで当たっていた。溝口雄三氏は、島田氏を批判して「屈折と展開」と言い直した。類型の異なる近代が中国にあるという主張だった。しかし、複数の近代化というだけではことが済まない。ヨーロッパの近代が公私二元論であるならば、ただたんに中国の近代はそれ自体が固有の「公私依存論」を充実させるというだけでは歯切れが悪い。

しかし、鄧小平以降の時期に限って言えば、私人は挫折したのではなく、むしろ解放されたのだ。島田説の「挫折」は社会主義的市場経済で「挫折なき近代化」へふたたびつながったのかもしれない。そうすると、今度は溝口説の複数近代化論のほうが怪しくなってきた。現代中国では、李卓吾の「穿衣吃飯―着ること食ふること」は私人レベルで解放された。だが、それで万歳とは言えない。そのことによって今度は個体的所有が挫折したのである。新左派と自由主義が見失っているのは、がんらいの社会主義とは何かというメルクマールが何かという点である。両者が公私二元論に囚われている間は中国の「赤い資本主義」はびくともしないであろう。国家資本と私的（民間）資本のそれぞれで、あるいは両者の絡み合いの中で、どのように資本蓄積と労働の社会化がすすむか。コンビネーションをアソシエーションに組み替える動きが客観的にも主体的にもどう準備されてくるか、これがいまや世界 GDP 第2位になった中国分析の焦点であろう。

（たけうち ますみ）

社会主義の世の中ではたれが 肥えくみをするか

竹内 真澄

1. 堺利彦は問いかける

堺利彦（1871 — 1933）はユニークな社会主義者である。だから時々読んでいる。「社会主義の世の中ではたれが肥えくみをするか」1919 というエッセイがある。もし新社会が「貧富から解放され、生活問題から解放された」ならば、「肥えくみに適する大人物のあるはずもなく、また特にそれに適する賤民のあるはずもない。しからば肥えくみという特殊な人種、特殊な階級、特殊な職業は、新社会においては全く消失するはずである。そうすると、肥えくみという仕事も、他のあらゆる仕事と同じく、一般人の仕事となるより外はない。」「しからば新社会の肥えくみはどういうフウにしてたれにさせる」か（『堺利彦全集』第4巻）？

その答えは、およそ3つあると堺は言う。（1）労働時間の短縮によって望み手をこしらえる。（2）全ての人が順番でやる。（3）機械にやらせる。それでもまだ幾分かは、人の職業に対する選り好みの過不足と言う問題が起こる心配はないのか。言い換えると、職業の割り当てをどうするかという一般的問題が残る。

しかし、「今日の紳士病（ブルジョア的差別観・・・竹内）が骨の髄までしみこんでいる」人は減るに違いない。ゆえに「たんつぽを自分であけに行くのは紳士らしくないなど考えるのは、人にたんつぽをあけさせては済まぬと考えるほどの、紳士らしい心得のない人である」。この文章の真意は、紳商は減るが、本当の紳士は増えるだろうから、ちっとも心配はいらないという意味である。

社会主義とは何かということを考える時、学者は「計画と市場」がどうのこうの、マルクスがどう書いた、レーニンがどう言ったなどと調べたがる。かく言う私も、堺を読むまではそうした空中戦を好んでやってきた。まことにお恥ずかしい限りである。そういう時、堺のように「たれが肥えくみをするか」と問うのがよい。ずっと現実がリアルに見えてくるはずだ。ロシア革命直後の1919年頃には、社会主義とは何かという問いかけはまだ新鮮であったろうし、堺のような議論が生きていた。それはどんな社会なのか、あんたはどうなるのか。

2. 現代中国への視座

この前から中国の勉強を始めて、鄧小平（1904—1997）の遺したものを讀んだのであるが、有名な南巡談話1992で彼はこういう。「計画が多いか、それとも市場が多いかは、社会主義と資本主義の本質的区別ではない。計画経済イコール社会主義ではなく、資本主義にも計画はある。市場経済イコール資本主義ではなく、社会主義にも市場がある。計画と市場はともに経済手段である。社会主義の本質は、生産力を解放し、発展させ、搾取をなくし、両極分解をなくし、最終的には共に豊かになることである」。

一見とても柔軟に見える。たしかに鄧小平は目利きである。彼はソ連崩壊1991を見とどけ、中国が同じように崩壊するのは絶対にまずいと考えたうえで、談話したのだろう。10億人の中国を統治する者として、彼はものごとを上から見ている。発想はきわめて機能主義的で、連立方程式でも解いているように社会を割り切る。

しかし、これでは生きた庶民は何をするのかがちっとも見えてこない。堺利彦がこの話を聞いたとしたら、じゃあ、中国では「たれが肥えくみをするのか」と聞くだろう。計画と市場を組み合わせたら、肥えくみの割り当てはどうなるのかと聞くだろう。

2021年6月5日のデータ（「中国党内統計公報」）によると、中国共産党の党員は9514万8千人いる。内、労働者（熟練）が648万1千人、農民、遊牧民、漁民が2581万7千人、企業管理者1061万2千人、企業ユニット専門・技術労働者1507万5千人、党専従および政府機関777万3千人、学生306万7千人、その他720万人、退職者1911万8千人である。人口構成上大きな農民層（農村人口）は2022年に4億9000万人であるから、14億の人口比では35%であるにもかかわらず、党内では27%にとどまる。いわゆる三農問題（農村、農業、農民の惨めな生活）をかかえ、1949年の中国革命を担った農民は、いまや改革開放のなかで徐々に見捨てられつつある。これに対して企業管理者（資本家に近いと思われる）と熟練労働者および専門・技術者はエリート層で計3216万8千人を占め、34%近い。学歴が高く、いわゆる「良い仕事」を独占するのは彼らである。それを党の専従と行政に携わる公務員ががっちり手を握っている。

では、「肥えくみ」は誰がやるのか。このところ中国共産党は党員数があまり大きくならないようにセーブをかけていると聞くが（それでも増えているらしい）、党員数を制限する理由は、「よい仕事」を独占するためには、大衆的政党になっては困るからである。共産党がエリートの党であり「よい仕事」を独占すると「コネの圏域」が生まれる。共産党が提供できる「よい仕事」はわずかな数しかない。これにたいして非共産党の一般国民は激しい競争のなかで生きねばならない。それが激しい学歴競争となって爆発しつつある。つまり、労働力競争をめぐる「コネの圏域」と「競争の圏域」が併存し、前者は7%程度であり、後者は93%程度であると推定できる。

さて、こうした事実を背景に考えて、天安門事件（1989年）以降の中国思想界が新左派と自由主義が対立しているということを考えてみよう。新左派は、汪暉（1959—中国思想史）、甘陽（1952—儒教的社会主義）、崔之元（1963—共同富裕論）らである。自由主義は李沢厚（1930—「啓蒙と救国の二重変奏」1986）、方励之（1936—2012、『中国よ変われ』1989）ら急進派と李克強（1955—）、汪洋（1955—）ら穏健派である。新左派は国家による規制を強調するのに対して自由主義は市場の規制緩和を強調する。見たところ、これでは鄧小平の思想の二つの側面（計画と市場）をなぞるだけで、一向にその外へ出ない。この意味で、両陣営は互いに相手の尻尾を噛み合って、ぐるぐる回っているだけにすぎないように見えるがどうだろう。学者としてのこの連中は、高級な議論をやって相手より高みに立とうとするばかりで、中国民衆にぐさっと刺さる論争をしていない。魯迅には、西洋的個人主義と土着的社会主義の両面があった。しかし彼らは魯迅を研究するけれども、現代の魯迅にはなれない。習近平政権は、両陣営を適当に泳がせて、ある場合は「汚職の摘発」のような国家統制を強め、またある場合には新自由主義的規制緩和を進める。

3. どういう議論をすべきか

中国思想界の分裂には、あるじれったさがつきまとう。最大の問題は、中国社会における公私二元論（タテ軸）と労資二元論（ヨコ軸）の絡み合いをどう分析するかという座標軸がないところだ。もともとマルクス主義というのは、公私二元論（自由主義）が抱える経済と政治の分離をうけて、そのままでは私人の超克は不可能であることを掴み取り、労働の社会化が進行する条件を待って、資本が労働者をコントロールする体制を、労働者が資本をコントロールする体制に置き換えるという思想であった。

ところが、中国は五四運動の覚醒のなかから反封建、反帝国主義、反植民地主義に抗して辛亥革命をやったものの、わずか38年で一挙に社会主義革命1949年をやってしまったために、労働者が資本をコントロールする（この極限は個体的所有の再建だ）ほどには労働者を成熟さ

することができないできた。だから労資二元論（ヨコ軸）の問題を、国家が市場を統制するという公私二元論の問題に矮小化し、すり替えるのである。

新左派と自由主義は、いまま労資二元論の地平における「個体的所有の再建」という解決策を知らず、公私二元論の土俵の中で国家的統制を強めよとか、いや国家から自由な市場を開放せよとか、論じあっているばかりいる。せいぜいのところ、西洋的市民社会をくぐらねばならないというような無難なところに落ち着く。これは学問的停滞である。

新左派は「もっと民主を」という。しかし、この「民主」は溝口雄三の言う「つながりの共同」に近い。いくぶん儒教的でさえある。自由主義は西洋派なので儒教は好まないから「もっと人権を」という。しかし、この「人権」は、自由権的人権であって働く庶民の生活に刺さらない。せめて、「民主」と「人権」を融合できるような切り口を見つけられないのだろうか。たとえば新左派は党（結社）内部の「民主」をもっと言い、自由主義は職場の「人権」をもっと言うべきだ。そうして、新左派と自由主義が連帯して国際人権A B規約をまもる中国をつくるのだ。それが世界の人びとから尊敬される中国づくりに役立つ。

残念ながら、世上鋭い論客と評判の高い汪暉（新左派、1959—）と許紀霖（自由主義、1957—）も、一向にこの枠を超えない。二人は、鄧小平の言う「計画」と「市場」を適当にバランスさせるという社会主義論を、それぞれに特化して奏でているだけである。ここに欠けているのは「肥えくみはたれがするか」という問いかけである。

実はソ連では、ネップ期(1921—1928)に市場と国家のバランスの問題が出てきてレーニンを悩ませた。では、行き過ぎた国家統制を緩めれば、市場の自由に見合う民主主義が育ったかという、決してそうではなかった。むしろ、1921年の第10回党大会で、「分派活動の完全な絶滅」「ライフル銃をもって議論する」「除名」「粛清」といった政治的ジャーゴンをレーニン自身が言い出す始末となったのである。ソ連では、市場化が引き起こす問題を受けてますます民主主義は危機に瀕した。それを学者も、民衆も、共産党もどうすることもできなかった。いま、中国も当時のネップ期に似た状況下にあり、どうしてよいのかわからないように見える。習近平氏の理論上の悩みは実に深いのではないかと察するばかりである。私の初学者的な中国論には限界がたくさんあると思われるけれども、ものごとを見つめる座標軸はさほど難しくはない。公私二元論と労資二元論をその固有性においてとらえ、どちらか一方に無理やり還元しないこと、そして「先富論」からも「共同富裕論」からもこぼれ落ちる「たれが肥えくみをするか」という問いを忘れずに「物質代謝過程」の姿態転換において追求することが重要であろう。

（たけうち ますみ）



近況短信：ファンタジーにある「古い」

一団地タクシー奮闘記「ダンディーだったのに」の巻―⑧

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは来月 75 歳になるキャリア 5 年の老人です。タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー（老老）相互扶助の物語です。ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪自転車です。「開業」して 9 年になります。

最近、姿を見せなくなり、団地タクシーへのご用命もなくなってきた人、男性、Y さんが気になります。

いつぞや、おでこに生々しい傷痕を残し、それでも笑顔でこのタクシーに乗ってくれたこともありました。転倒して、手で体を支えられなかったのか、額を強く打ったそうです。「個人情報」という、薄いのか厚いのか、よく分からないのですが、その「壁」で Y さんの近況が伝わってこないことに戸惑いを感じていました。後期高齢者で、独り暮らしを続けていますから、「見守り」のネットワークに上手く収まるように願うこと、しきりです。

私が初めて Y さんを団地タクシーで送り届けたことを、鮮烈に記憶しています。おしゃれな黒い帽子を被り、スーパーで買い込んだ品々を抱え、自宅の号棟×××まで行ってほしい、と言うわけです。途中、急な坂道があるのですが、「大変でしょう？降りましょうか？」と気遣いを忘れない人でした（その後、この「気遣い」を忘れることなく、乗車の度に繰り返し、「降りましょうか？」とおっしゃいます）。しかし、それは、その後の事態の、「序章」でしかありませんでした。

急な坂道を上り、目的地に着いて、荷物を降ろすお手伝いをした後、「寄付」をいただく段となるのですが、どうした訳か、1 万円札を差し出すのです。通常は 100 円からの寄付をお願いしますから、これは何かの間違い、勘違いであると思い、その旨をお伝えしました。当然です。しかし、Y さんは私の言うことに耳を貸しません。それどころか、「嬉しかった」ので、その「気持ちなのだ」と言って、益々意固地になってきます。しばらく、押し問答をした記憶があります。坂道があるとはいえ、わずか 0.7 km ほどの道のりで、1 万円はないでしょう。

押し切ったのは Y さん、押し切られたのが私、結果はそうになりました。そもそも、「寄付」という制度ですから、100 円はいいが、1 万円はダメだ、というのも筋が通らない話でした。ここが、商品交換の原理と全く異なるところです。そもそも「不等価交換」という考えが馴染まないのです。「価値」の交換なのか、「気持ち」の交換なのか、簡単に識別できません。「市場」の世界にどっぷり浸かり、「贈与」の世界から疎遠になりつつある、自分という存在が見えてきます。

この Y さん、その後度々利用する「常連さん」になるのですが、さすがに毎回 1 万円とはい

かず、でも千円という寄付（乗車代）を用意してくれていました。お話を聞くと、以前、八王子市内の目抜き通りで「居酒屋」の大将を長く勤めていたという話でした。また、他所から流れた「噂」によると一あくまでもウワサ話で、うさん臭い話なのですが一、かなりの資産家を家族に持ち、経済的に余裕がある人なのだ、という話にもなりました。私の勝手な想像ですが、かつて、Yさんの周辺には馴染みのお得意さんがいて、気心の知れた常連さんとの温かな交流があったのだと思います。そんな周囲の人たちに自身の威厳と感謝の気持ちを示そうとする心意気が、Yさんの胸の内にあったのではないかと、思うのです。

しかし、それは間違いではないにしても、実情は全く異なるものでした。それとなく私も感じていましたが、「認知症」が徐々に進行し、ご自身で「サイフ」の管理ができなくなってきたのです。あの明るい表情を見せていたYさんでしたが、そういえば、表情が無くなってきたことに気づきました。これは、私の独断ですが、「黄信号」です。「表情」というのは、多種多様にあるのですが、それぞれ個性的で、「悲痛」な情報発信もあるのです。その「表情」を読み取る人たちの存在、仕組み、体制が重要になってきます。“どうしましたか？”“お変わりありませんか？”という声掛けから、それは始まります。

最近、この団地に移住する人たちのかなりの方がたが、若い人たちではなく、70歳を超えた高齢者なんです。実際、入居している住民の半数近くを占めるようになったのです。たしかに、この団地は、入居の条件が他の民間住宅と比べて、はるかに緩やかで“高齢者にとって住みやすい”という評判もあつてのことかと思われます。

しかし、それに伴い、「認知症」の人たちへの対応、ケアが望まれるようになりました。先日も、自分がどこへ行こうとしているのか、自分の住所が思い出せない、という高齢者を団地タクシーで送り届けたことがありました。たまたま、そこに居合わせた人が「知り合い」だったのが幸いして、自宅の住所が分かったからです。私もこの7月で「後期高齢者」となり、2025年には5人に一人が認知症を患うという予想も出ています。他人ごとではないのです。そんな事態を迎え入れる用意が今から必要です。それは、個人や家族にとっては負担の大きい、大きすぎる課題です。「社会」という存在が強く求められています。

とりあえずは、団地タクシーの存続が、この自治会にとってはもちろん、私にとっても大きな課題です。その運転手の確保はもとより、今後の“持続可能”な体制を如何にして構築していくのか、アイデア、企画力が求められています。いやー、全く頭を抱えているのです。

＊「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

(みやざき あきら)

現物給付

塩小路橋宅三

もうかなり前になってしまったが、社会文化学会主催の韓国視察に参加したことがある。非会員であるが生活保護が専門の教員が参加されていて、福祉は現物給付か現金給付かで大激論となった。私は生活保護が専門ではないが、かねてよりベーシックインカムには疑問を感じていたので、福祉については現物給付が原則であると主張した。数年後に市民科学研究所の光州市視察に参加した時に、社会的賃金なる新しい試みの説明を光州市役所で受けた。それを聞くことによって、福祉・医療・教育は意識的に現物給付にしなければならないという考えに到達した。この現物給付の社会的賃金とは貨幣経済における「パンとサーカス」からの脱却である。それは「新しい資本主義」ではなくて「新しい社会主義」なのである。それには選択肢が必要で、食堂での定食のようにこれしかないとの押し付けには反対である。すべてにカフェテリアでないと人間味がなくなると考えている。

大学教育とは一般的知識を教授するとともに担当教員の研究から導かれる仮説を披露し、受講学生がどのように考えるかの自由を与えることと考えていた。それを教員の趣味で講義をしないで下さいと要請されたならば、高校での受験教育と変わらないと思う。それは大学教育の否定である就職訓練と考える。教育の現物支給の考えからは、教員は露天商のように店の前に売り物を並べるのである。それを受講する大学生が選択するのであるが、大学初年次教育はその選択力を養うことと信じていた。それが同じ教科書を用いて同じことを訓練せよと指示されて、これは大きな間違いであるとの信念を確かなものにした。

コロナワクチンは完全現物給付であった。ワクチン接種を推進したのにもかかわらず、感染者や感染症による死者は根絶されていない。以前からわかっていたことなのであるが、ゼロコロナなどは無理なことであった。むしろ、何もしないほうが変異種の出現を抑制したかもしれない。されど、ウィルスの感染による重篤患者を出してはいけないのである。このコロナ禍によって懐具合がよくなったワクチン接種関係者からマスクやアクリル板製造者までに対する検証が必要である。ワクチン接種に関しても入荷量によってナッジとスラッジが多用された現実がある。何でもかんでも現物給付でなくてもよいと思えるので、接種を一部有料にして実質的な現金給付にしてもよかったのではないかと思える。子供から老人まで網をかけるような現物給付には何か裏があるように思えてならない。しかも自由を守るために自由を制限することなど納得のできることはない。

1942年のベヴァリッジ報告により住宅狭隘による不潔が五大悪の一つとして指摘されたが、これは住宅政策として鳥の巣箱のような住宅で解決するものではない。大学生のワンルームマンションなどはまさに「潜水艦」住宅である。日本には社宅という制度があったが、これも「監視」住宅と考えられないことはない。画一的な市営住宅でなく個性化した住宅政策を考えれば、エレベーターのない中層階に取り残された高齢者問題も解決する。つまり、社宅と市営住宅の中間のような住宅政策が公共の福祉であり、賃金の一部がそのような現物給付されるこ

とに問題はないと考える。しかしながら日本では平等性と公平性を考えて、自治体が及び腰になることは予想される。市民の幅広い合意と納得が必要なのである。

現物給付を一部実現するとしても、目的と手段の問題に直面する。手段を目的化して自由度を束縛するようなことが起こりそうである。そもそも現金給付に使用される貨幣とは人間が創り出した手段ではないかと考える。その利便性によって目的が損なわれ、環境や人間性を失わせているのが資本主義の内実ではないかと思う。そのような資本主義が幾久しく継続するとは考えられない。本気かどうかかわからないけれども、首相が金儲けのしやすい環境への資本主義経済に対して何らかの変革を目指した「新しい資本主義」と言い出しているぐらいである。そのセーブがなければ、軍需に一直線であろう。

仮に京都市と島津製作所の子会社が現金給付の賃金の半分を現物給付にすることなどを想像してみると、何が隘路になるかがわかってくる。まず考えられることは京都市の税金を一私企業に投入することは平等性と公平性の原則に反するとの批判である。その延長線上に企業努力の足らない企業は無駄であるとか、公的な人員や事業の削減が主張され、一律に税負担を減らすことこそが平等性と公平性の原則にかなっているとの論理になるのである。しかしよく考えてみると、切り捨てた人員や事業の保障のために税金を投入しなければならなくなる。それができないような福祉の切り捨てでは、市民は京都市を見限って住民票を置かなくなる。その個人が京都市で経済活動をしている限り、税金はなくても行政的費用は発生し、住民票のある市民と差別するわけにはいかないのである。たとえば、強制入札などを考えてみたい。安ければよいというような入札制度では合成の誤謬を生んでしまう。人員や事業を切り捨てた安上がりの自治体が平等性と公平性の原則にかなっていると言えるのであろうか。そのことを公約している首長は改革派と言えるのだろうか。要するに人と人との関係性に貨幣を介在させることで、本来は浪費でよいことを目的手段の関係での消費に誘い込むのである。現金給付であるから露骨に必要なものを必要として売り込む消費文化の社会である。市民は誰かのゲームに消費者として参加させられているだけである。

経済の不安定に便乗して金儲けする者がいるが、それは経済性からは合理的行動であって、人の不幸を踏み台に金儲けする環境の資本主義社会に問題があると言える。大学に救いを求めることが困難になった今日、資本主義における営利企業よりも非営利性のある見識ある宗教団体に期待のかかるところである。人を消耗品として考えるような文化に抵抗するのが普遍性を有した宗教である。日本において国民国家概念をむき出しにした政権では徴兵制が復活する可能性が大きい。そうなると山に逃げる若者も少なくないと考えられる。山に存在するのはいわゆる「駆け込み寺」である。良心的徴兵拒否者を受け入れずに仏教の教義である殺生禁止に反して戦争協力したのが戦前の有力な権威主義の本山である。さて、今回も国家権力に屈して墮落するのか、それとも弾圧を覚悟して戦うのかの試金石である。これこそが究極の現物給付に該当すると考える。

(しおこうじばし たくぞう)

【エッセイ】

ベルリン・ドイツ劇場の芸術監督の交代

照井 日出喜



ベルリン・ドイツ劇場およびカンマーシュピーレ（中劇場）

I

ドイツ語圏の劇場における芸術監督の交代は、たんに劇場のトップの変更にとどまるものではない。各種の技術・管理部門の膨大なスタッフは、おそらくそのまま職場を維持することになるであろうが、芸術部門は、新たな芸術監督の意図に基づいて、ほとんど全面的に刷新されるのが一般的である。

芸術監督の右腕（もしくは両腕）となるのは、ドラマトゥルクと呼ばれる人びとであり、彼らの多くは芸術大学の演劇学部出身であり（もちろん、例外もあるが）、この地位からやがては劇場の芸術監督へと進む例も多いように聞く。簡単に言えば、美術館の学芸員のような性格を持つスタッフであり、個々の戯曲の舞台化においては演出家とそのコンセプトについて話し合いを行ない、舞台におけるふさわしい配役の提案を行い（一人の役者が多くの作品に出演している場合には、リハーサルのスケジュールの捻出に四苦八苦すると言われ、ドラマトゥルクは、そのさいのコーディネーターの一人でもあろう）、その劇場におけるシーズンのさまざ

まな企画を立案し（たとえば、ゲーテ生誕300年とか、チャーホフ没後125年といった記念となる年への戯曲上演や朗読会などによる対応）、さらには、公演パンフの編集（ドイツ語圏の劇場の公演パンフは、戯曲や芝居の書き手の歴史的背景や文化史的な諸要素の提示、演出家とのインタビュー、等々、数十ページに及ぶものも少なくない）、役者の採用に関わる業務（応募者の面接に関わる手配、等）、新しいテキストの発掘（新人の芝居の書き手の作品を評価し、場合によっては初演を実現する）、ドイツ語圏の劇場を回ることによる、公演内容や優秀な役者や新しい演出家のピックアップ、公演当日のさまざまな業務の分担、等々といった、それぞれに時間に追われる多忙な業務を受け持ち、夏のシーズンオフの時期にあっても、彼らの忙しさはさほど緩和されることがないとも言われている。昨年来のロシアのウクライナ侵略戦争に反対する行動にあっても、平和運動の重要な拠点としての劇場における朗読会や座談会、コンサート企画等、彼らの関与は間違いなく大きいであろうと想像される。

芸術監督の交代は、まさしくそれゆえに、まずは芸術監督が信頼を寄せるドラマトゥルクの交代であり、すなわち、新たに就任する芸術監督は、自明のことながら、自分の意図を十分に汲んで働いてくれるであろうメンバーを選ぶことになる。

他方、芸術監督の交代にさいしてわたしたち観客にとって最も重要なことは、役者の交代である。芸術監督の変更は、劇場のアンサンブルの解体と再構築を意味することがほとんどであるからである。

専属の数十名の役者たちの多くは、何名かの、そのままそれまでの劇場にとどまることになるアーティストを除けば、他の劇場に移籍するか、あるいは少なくとも移籍先を探さなければならぬ立場となる。

わたしが知る限り、一般的に、役者の専属契約の期間はもともと2年であり、芸術監督から「戦力外」と判断される場合には、その半分の1年までに「通告」がなされることになっており、すなわち、役者は1年をかけて移籍先を探さなければならない（もちろん、契約の延長ということも普通であり、とりわけ、ドイツ語圏では知らぬ者としてないほどに高名な役者の場合には、劇場はまさしく三顧の礼をもって招聘することになる）。

演劇大学や芸術大学の演劇学部の卒業生の就職先の可能性も含めて、各地に膨大な劇場が群生するにも関わらず、専属をめぐる競争は熾烈である。もちろん、「フリーで芝居をする方が束縛されず、自由」という理由で専属にならないアーティストも存在するが、しかし、それとて、一定の才能とコネクションとがなければ持続することはできず、とりわけコロナ禍において劇場が閉鎖されていた時期にあっては、生活の資そのものが消えるリスクを背負っていた。それというのも、わたしが知る限り、フリーの役者の場合には、プロベ（リハーサル）1回について幾ら、本番公演1回について幾ら、というギャラの契約がなされるのが普通であるから、劇場が閉鎖されれば、当然、収入の道は途絶えるからである（もちろん、助成金を出す自治体や、劇場の観客層のカンパによって、ある程度の救済措置は講じられていたのではあるが）。

テレビ・ドラマの役者は、劇場に比べて「格下」と目されているが、フリーの役者となってこの方面を選ばざるを得ない役者も少なくはなく（他方、少なからぬ劇場の役者たちも、副収入のためのゆえか、テレビ・ドラマに出演し、むしろこちらの方で人口に膾炙する存在となる場合も多い）、一方、演劇専門の劇場といっても、公設か完全な私営かによって、やはり歴然とした「格差」はあり、メジャーな劇場からマイナーなそれへと移ることを余儀なくされる例も、けっして少なくはない。さらには、いつの間にか役者仲間にさえその動静が知られなくなる例、つまりは、芝居の世界から完全に消えて行くアーティストたちも、知人の役者の話では、けっして少なくはないとのことである。

ちなみに、映画では——もちろん、ある特定の「ハリウッド・スター」たちのように、映画1本の出演料が2,500万ドル〔30億円ほど〕になる、などということはないにせよ——、主要な役を演ずることになれば、劇場からの報酬（注1とはおよそ比べ物のならぬほどの高収入が得られ

ると言われている。

ともあれ、劇場の芸術監督の交代は、多かれ少なかれ、さまざまな「ドラマ」を伴って進行することになり、その交代時期は、もちろん、さまざまであるとはいえ、ドイツ語圏だけで数百はあるであろう劇場は、つねにこうした流動性のなかで動いているということである。

(注1 以前、知人のドラマトゥルクから聞いたところによると、公設劇場の場合、管理・運営部門や技術部門の労働者にあつては、芸術監督の交代とともに動くことは基本的にはなく、いわゆるジョブ型の、産別労働組合の交渉による賃金体系のもとにあるのに対して、芸術部門のアーティストやドラマトゥルク等は、当該の劇場の芸術監督との1対1の採用契約で報酬が決められる形を取るとのことであった。彼は、「僕らの報酬より、産別組合の交渉で決まる掃除のおばさんたちの給料の方が、ずっと高いですよ」と言って笑っていたが、十数年ほど前にザクセン州のドレスデンの国立劇場でインタビューしたさいには、中堅以上の役者で、当時の報酬は額面で4.000ユーロから4.500ユーロ（公定レートで60万から67万円ほど）ということであったから、その場合には、その地域全体の平均賃金と同じくらいの水準にあるとは言えるのかも知れない（もちろん、前述の「三顧の礼をもって迎えられる」ような役者の場合にはこの限りではなく、他方、駆け出しの役者たちの報酬はかなり低く、「僕らは、『住宅』ではなく『部屋』に住むことができるだけです」と答えてくれた）。近年のドイツのインフレは人びとを不安に陥れるほどに激しいものであるから、演劇人たちの報酬も、あるいは少しは上がっているのかも知れない（先日、パン屋さんがアルバイトを募集していたが、時給は15.50ユーロ〔2,300円〕と掲示されていた——最低賃金が12ユーロ〔1,800円〕であるから、これも当然であろうが、しかし、これだけ人件費が高くなることになれば、それが商品やサービスの価格に上乗せされることになるのも必然で、コロナ禍以前と比較した航空券の信じがたいほどの暴騰は別としても、知人の話によると、ホテルやレストランの料金は異常な値上がりを示しているという）。

II

2023年6月のベルリン・ドイツ劇場のプログラムは、ほとんど連日、「最終公演」と銘打たれた数十本の演出で占められている。つまりは、あるいは観客の胸を打ち、あるいはその脳髓に一撃を喰らわせて「ブラヴォー！」の叫びと拍手を浴びた、あるいはまた、さまざまな批判に曝されて不評であった演目の数々は、その多くが観客に別れを告げ、もはや演じられることはない、ということである。じっさい、わたしが2月と3月にこの劇場で観た演目のほとんどは、もはや生命を得ることはない。

それというのも、2009年9月から芸術監督の地位にあったウルリッヒ・クホン（1951～）は、2022/2023年のシーズンをもってその地位を去り、そのポストは、2015年以来、オーストリアのグラーツ劇場の芸術監督であるイリス・ラウフェンベルク（1966～）へと交代されることが、すでに2020年の秋には決定されているからである。彼の退任に伴い、劇場のアンサンブルは相当程度まで解体されることが予定され、専属の役者が大幅に抜けることになれば、当然のこととして、レパートリーを形成していた演目の多くは、もはや舞台に掛かることはない。

じっさい、プレヒトの名とともに高名なベルリーナー・アンサンブルでは、2018年にクラウド・パイマン（1937～）からオーリヴァー・レーゼ（1964～）に芸術監督が代わったさい、30数名からなっていた専属役者のアンサンブルでなお残ったのは、わずかに2名であった——つまりは、ほとんど総入れ替えに等しい状態だったということである（もちろん、これはレーゼの決断によるものであり、パイマンはそれに対して批判的な意見を提起していた）。ドイツ劇場が2023/2024年のシーズンの開始にどのような形で姿を現わすか、部外者であるわたしにはおおよそ知る由もないが、しかし、新しい芸術監督が決まった2020年の秋から、彼女の構想に即して、役者やドラマトゥルク、そしてまた演出家の人選に関わる協議が進んでいたことが想像され、遅くとも2023年の春までには、ドイツ劇場に誰が残り、誰が去るか、決まっていたことである。

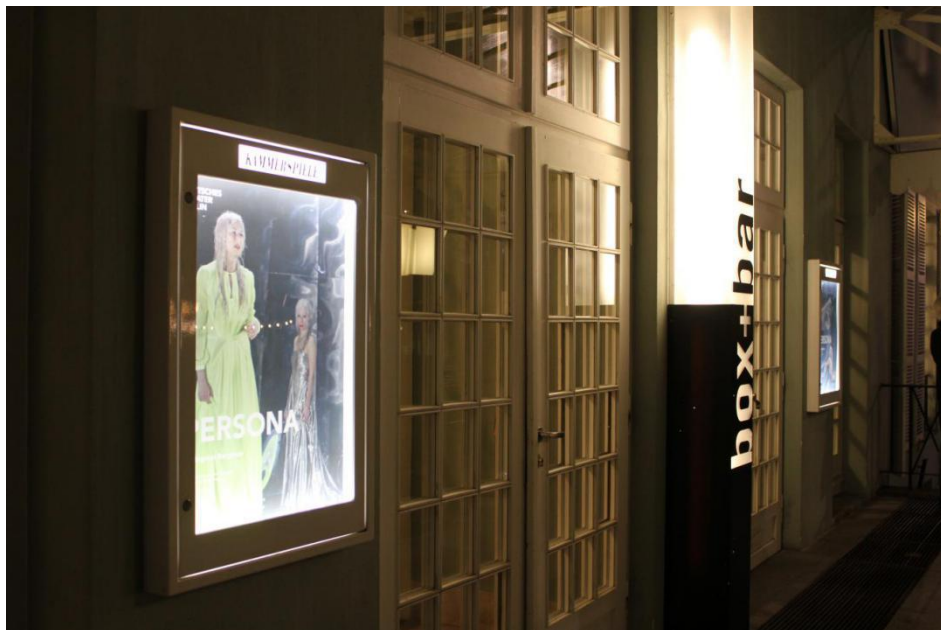
う（別の劇場から新しく来る役者については、その劇場での彼らの「後任人事」が必要であり、去る役者については、移籍先を探さなければならないからである）。

2009年にクホンがドイツ劇場に就任したさいには、それまでハンブルクのタリーア劇場の芸術監督であった彼は、子息のアレクサンダーを含めて、かなりの数の役者たちを伴ってベルリンに来ており（もっとも、そのなかでも評価の高かったメンバーの少なからぬ部分は、すでにベルリンを去って他の劇場に移籍しているか、あるいはフリーとして活動しているかではあるが）、イリス・ラウフェンベルクがグラーツから同じように「仲間」を引き連れてベルリンへと赴くのか、興味のあるところではあるが、わたしにとって関心があるのは、ドイツ劇場の代表的な役者として評価されるベテランや若手のアーティストがどれだけ残るかその一点のみである。

現在、ベルリン・ドイツ劇場の専属役者としてHPに掲げられているのは34名で、客演は100名＋演劇大学「エルンスト・ブッシュ」の学生諸君である（2015/2016年のシーズンの劇場年鑑では、44名＋69名となっているから、この間に10名ほどの専属役者が減少していることになる）。2015/2016年には、年間の予算は約40億円、助成金が約34億円となっており、2013/2014年の総観客数は15万5133人と記載されている（注2。コロナ禍のなか、このような数字がどのように変化せざるを得なかったか、興味のあるところではあるが、残念ながら手元に資料がなく、不明である）。

ともあれ、こうした陣容で、3つのステージで年間700本ほどの公演を維持することになる（ドイツ語圏最大の演劇専用劇場であるウィーンのブルク劇場では、4つのステージで800公演とされていた——ただし、こうした上演規模は、けっしてこれらの劇場が突出しているわけではなく、わたしの知る限り、デュッセルドルフやフライブルクのような町の劇場でも、それほど差はない）。評価の高い役者ほど役の数も多く（演出家は、その本来的な性格上、能力の高い役者を起用することを望むのであるから、これも当然である）、彼らは、プロローベ（稽古）と公演、朗読会等で文字通り八面六臂の活動を展開することになる。

（注2） Bernd Steets、*Theater Almanach Spielzeit 2015/2016*, Pullach im Isartal 2015, S.90.



ドイツ劇場・カンマーシュピーレ（中劇場）の入口（この堅牢な扉を開けて中に入る時、わたしはつねに期待感ゆえの軽い緊張を感じる）

III

わたしたちは、簡単に「新しい芸術監督のコンセプト」などということを口にするのであるが、じっさいには、それが明らかになる——明らかにできる——には、かなりの時間を要することになる。「年間 700 公演」ということの実現自体、もしすべてのレパートリーを新たに構築するのであれば、相当の時間を要することは明らかであり、前任の芸術監督のシーズンからの演目がある程度まで受け継がれない限り、最初のシーズンだけでは困難であろう（じっさい、かつて、同じくベルリンにある国立劇場であるマクシム・ゴーリキー劇場の、2013/14 年における芸術監督の交代のさいには、一般的には 9 月のシーズン開始が 10 月まで延期されていた）。

「劇場のコンセプト」の実現の推進力となるのは、最終的には演出家の選出である。つまりは、いかなる問題意識を持って、舞台空間のなかで現実の社会および現実の人間に切り込むのか、それを鮮明に示す演出家の招聘ということであり、これこそは、市（州）当局との交渉による予算の獲得とともに、芸術監督の最大の「権力」の発揚の場となるべきものである。

今シーズン、ドイツ劇場の HP に掲載されている演出家は、物故者も含めて 52 名である（物故者ではあっても、その演出がまだ上演されている場合には、彼らの名前も生きている）。この陣容で、今シーズンに初日を迎えた演目は 25 本（もちろん、上述のように、そのほとんどは、今シーズンだけで消えて行く運命にある（注 3）、レパートリーとして記載されている演目は 61 本であり、要するに 90 本近い演目が掲げられている。ウルリッヒ・クホンの芸術監督就任とともに、2009 年にはシュテファン・キミヒ（1959～）が座付き演出家であったが、現在については、わたしには不明である。ただし、座付き演出家といえども、シーズンに 2～3 本の演出が普通であるから、こうした膨大なレパートリーを作り上げるには、何年かにわたって複数の演出家が覇を競うことが必要になるのであるが、著名な演出家の場合には、だいたいドイツ語圏各地の劇場からオファーが舞い込むのが普通であり、ドイツ劇場が独占する演出家たちが存在するわけではない。それゆえにこそ、芸術監督が数多くの演出家たちのなかから誰を選び、誰と持続的に演劇活動を展開しようとしているのか、そのさいのコンセプトが——そしてまた、その成否が、当然のことながら劇場における重要な要素となり得るのである。

おそらくはベルリン・ドイツ劇場に限ったことではないが、近年の演出部門の特徴の一つに、若手から中堅にかけての女性演出家の著しい台頭が挙げられる。たんに上記の 52 名の演出家における女性の比率の高さということのみならず、じっさいに高く評価され、つねに満席で長くレパートリーにとどまる舞台は、少なからず彼女たちによって産み落とされたものである。もとより演劇の領域における多くの作品を貫くのは、多かれ少なかれ、その人間存在に対する批判もしくは懐疑であり、したがってまた、なんらかの「権威」もどきに縋って安楽に生きることの、みずからも返り血を浴びることになることを辞さぬ断罪である。ドイツ劇場で役者たちを意のままに旋回させ、観客に突き付けるのは、彼女たちのそうした意志の発現にほかならず、じっさい、それこそがわたしたちの胸に突き刺さるのである。

芸術監督が代わり、役者が代わっても、時として観客への挑発をも閃かせ、確然とした発想を引っ提げて登場する演出家が引き続き招聘されるであろうことを、ドイツ劇場の今秋からの新しい芸術監督に期待している。

（注 3 観客や批評家からひたすら不評の礫が投げつけられ、芸術監督が決断でもしない限り、きわめて一般的には、演目がシーズン途中でレパートリーから外されることはなく、だいたい 2 つのシーズンにわたって 30 回ほどは上演されることになる——要するに、大劇場のキャバが 500 名として、だいたい 15,000 名くらいの観客が一つの演出を観ることになる。

（てるい ひでき）